令和２年版

かさおかのふくし

笠岡市の福祉制度の全容をまとめてみました。
みんなで,支えあい助け合って,笠岡の地域福祉を一層強めていくための一つの情報提供となれば幸いです。

笠岡市社会福祉事務所　69-2133
笠岡市社会福祉協議会　62-3507

令和２年８月28日開催
第11回かさおかハートフル社会福祉大会　関連資料〔Ⅰ〕

目　　次

1組織図及び名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

（1） 笠岡市健康福祉部及びこども部並びに笠岡市社会福祉事務所組織図
（2） 笠岡市社会福祉協議会組織
（3） 笠岡市社会福祉協議会評議員・理事・監事名簿
（4） 笠岡市社会福祉協議会支部長名簿
（5） 笠岡市民生委員児童委員協議会名簿
（6） 笠岡市老人クラブ連合会役員名簿

2社協会費及び寄付金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

（社会福祉協議会）

（1） 会員・会費及び寄付金

3地域福祉活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

（社会福祉協議会）

（1） 社協支部・福祉委員の活動の充実
（2） ふれあい・いきいきサロン
（3） 相談事業
（4） 福祉教育の推進
（5） ボランティアの養成・支援
（6） 老人福祉事業及び在宅福祉サービスの充実

4児童福祉及び青少年健全育成・・・・・・・・・・・・・19

（社会福祉協議会）

（1） 団体への助成
（2） 白梅賞善行少年表彰事業

（笠岡市）

（1） 保育所・認定こども園
（2） 家庭児童相談室
（3） 助産施設
（4） 母子生活支援施設
（5） 児童厚生施設
（6） 放課後児童クラブ
（7） 笠岡市地域子育て支援拠点事業
（8） 保育支援サービス
（9） 児童扶養手当
（10） 母子寡婦福祉事業関係
（11） 子育てコンシェルジュ
（12） 子どものショートステイ事業
（13） 要保護児童対策事業関係
（14） 母子保健事業

5健康増進・保健事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

（笠岡市）

（1） 地域保健の現状と重点目標
（2） 健康増進事業の概要
（3） 診療施設の概要

6生活保護制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35

（笠岡市）

（1） 生活保護法抜粋
（2） 保護の種類
（3） 保護施設の種類
（4） 生活保護世帯等

7共同募金・日赤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

（社会福祉協議会）

（1）「赤い羽根」共同募金運動の推進
（2） 歳末たすけあい運動の推進

（笠岡市）

（1） 赤十字会員増強運動年次経過

8老人福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

（社会福祉協議会）

（1） 地域包括支援センター
（2） 敬老会への補助
（3） 笠岡市老人クラブ連合会への助成
（4） 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
（5） 高齢者生きがい活動推進通所事業
（6） 健康長寿愛らんど事業
（7） 居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営

（笠岡市）

（1） 介護保険
（2） 老人福祉

9障がい者福祉・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50

（社会福祉協議会）

（1） わかば園の運営
（2） 障害者福祉関係の補助・助成
（3） 福祉有償運送事業

（笠岡市）

（1） 身体障がい者福祉

（2） 知的障がい者福祉
（3） 精神障がい者福祉
（4） 障がい福祉サービス

10災害見舞,資金貸付,法外援助・・・・・・・・・・60
（社会福祉協議会）
（1） 緊急援護資金貸付金
（2） 生活福祉資金貸付
（3） 災害見舞金の給付
（4） 入学支度資金貸付事業
（笠岡市）
（1） 災害見舞,資金貸付,法外援護

11その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
（社会福祉協議会）
（1） かさおか権利擁護センター
（2） 老人福祉センター
（3） 保健センター
（笠岡市）
（1） 笠岡市福祉基金助成事業一覧

資　料

令和元年度　笠岡市社会福祉協議会活動集計表・・・・・・・・・・68
かさおか権利擁護センター　パンフレット・・・・・・・・・・・・・73
笠岡市ボランティア団体紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
笠岡市施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
笠岡市統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・84

1組織図及び名簿

(1)笠岡市健康福祉部及びこども部並びに笠岡市社会福祉事務所組織図

笠岡市健康福祉部は,笠岡市行政組織条例及び同規則に基づき,地域包括ケア推進室,地域福祉課,長寿支援課,健康推進課（他に恵風荘があります。）で構成されています。また笠岡市こども部は,笠岡市行政組織条例及び同規則に基づき,子育て支援課,こども育成課で構成されています。その中で,笠岡市社会福祉事務所は健康福祉部及びこども部内に設置され,生活保護法,児童福祉法,身体障害者福祉法,知的障害者福祉法,老人福祉法及び母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める援護育成又は更正の措置その他特に市長が命じた社会福祉に関する事務をつかさどる行政機関です。

令和2年4月1日現在

健康福祉部長（兼)社会福祉事務所長

事　務　分　掌
①所内の基本計画の作成に関すること。
②所内の予算調整,執行に関すること。
③所内の事務事業行政考査及び進行管理に関すること。
④所内の業務発生状況及び事務量の予測調査に関すること。
⑤所内職員の流動的配置,変更に関すること。
⑥所内の分掌事務及び事務手続きの調整に関すること。
⑦所内の条例,規則等の立案及び文章の総括指導に関すること。
⑧所内の職場研修の指導及び推進に関すること。
⑨所内の行政資料の整備に関すること。

地域包括ケア推進室長

地域包括ケア推進室　主査1　社会福祉士1　会計年度任用職員1

①地域包括ケアシステムの構築に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
②福祉総合相談の支援調整に関すること。
③保健，医療，介護，福祉の関係機関等の連携推進に関すること。
④保健，医療，介護，福祉関係者の人材育成に関すること。
⑤保健，医療，介護，福祉の情報収集及び分析に関すること。
⑥保健，医療，介護，福祉に関する関係団体及び地域住民への普及啓発に関すること。
⑦地域包括支援センター及び地域包括支援センター運営協議会に関すること。
⑧認知症総合支援事業に関すること。
⑨生活支援体制整備事業に関すること。

地域福祉課長

福祉総務係

参事1　主任主事1　会計年度任用職員1

①社会福祉法人指導及び監査に関すること。
②避難行動要支援者台帳の管理に関すること。
③民生委員児童委員に関すること。
④戦傷病者,戦没者遺族及び引揚者の援護に関すること。
⑤災害見舞金,災害援護及び被災者生活再建に関すること。
⑥福祉諸団体補助金に関すること。
⑦日本赤十字社事務に関すること。
⑧保護司会及び更生保護女性会に関すること。
⑨り災証明等に関すること。
⑩地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
⑪社会福祉統計及び諸報告に関すること。
⑫公印の管理に関すること。
⑬課の庶務に関すること。

障がい福祉係

課長補佐1　主事2　主事補1　精神保健福祉士1　保健師1
社会福祉士1　手話通訳者(嘱託)1　嘱託1
会計年度任用職員3

①身体障害者福祉法,知的障害者福祉法,精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び障害者総合支援法に関すること。
②障がい者福祉計画及び障がい福祉計画の策定及び推進に関すること。
③障がい者の差別解消に関すること。
④特別障害者手当等に関すること。
⑤精神障害者支援センターに関すること。
⑥笠岡市児童福祉年金に関すること。
⑦福祉基金助成事業に関すること。
⑧児童福祉法による支援費等の給付に関すること。
⑨特別児童扶養手当に関すること。
⑩障がい福祉団体の指導育成及び連絡調整に関すること。
⑪障がい者の一般就労支援に関すること。
⑫障がい者虐待防止に関すること。

生活福祉係

課長補佐1　主幹1　社会福祉士2
就労支援員(嘱託)1
会計年度任用職員2　相談支援員(嘱託)3

①生活保護法に関すること。
②法外援護に関すること。
③行旅病人及び行旅死亡人に関すること。
④生活困窮者の自立支援に関すること。

長寿支援課長

介護保険係

課長補佐1　係長1　主任主事1　主事補1　理学療法士1
会計年度任用職員7　嘱託職員8

①介護保険法に関すること。
②介護保険事業計画の策定及び推進に関すること。
③介護保険事業に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
④介護保険被保険者の資格管理に関すること。
⑤介護保険給付に関すること。
⑥介護認定等に関すること。
⑦社会福祉法人及び利用者の負担金減免等に関すること。
⑧高額介護(合算)サービス費等の支給及び貸付に関すること。
⑨第三者行為請求事務に関すること。
⑩介護保険運営協議会に関すること。
⑪介護相談サービス相談員に関すること。
⑫高齢者等住宅改造費補助金に関すること。
⑬地域支援事業に関すること。
⑭地域包括支援センターの運営に関すること。
⑮介護保険に係る不服審査等に関すること。

介護事業者指導係

係長1　主任主事1　嘱託1

①介護保険施設等の指導監査に関すること。
②居宅介護支援事業者の指定事務，指導監督及び連絡調整に関すること。
③地域密着型サービス事業者の指定事務，指導監督及び連絡調整に関すること。
④基準該当サービス事業者の登録等，指導監督及び連絡調整に関すること。
⑤離島等相当サービス事業者の登録等，指導監督及び連絡調整に関すること。
⑥介護予防・日常生活支援総合事業(指定事業者)の指定事務及び指導監督に関すること。
⑦介護給付適正化に関すること。

高齢福祉係

係長1　主任主事1　主事1

①老人福祉法(昭和38年法律第133号)に関すること。
②高齢者福祉推進計画の策定及び推進に関すること。
③高齢者の福祉に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること。
④高齢者の社会福祉施設等の設置，廃止及び管理に関すること。
⑤高齢者の在宅福祉支援事業に関すること。
⑥敬老事業に関すること。
⑦高齢者の社会福祉施設への措置に関すること。
⑧老人福祉センターに関すること。
⑨市民後見人事業に関すること。
⑩高齢者虐待防止に関すること。

健康推進課長

健康推進係

課長補佐（保健師）1　主幹兼係長1　主査（管理栄養士）1
主事1　保健師9　管理栄養士1
看護師（非常勤5，嘱託1）
保健師（非常勤2，嘱託1）
栄養士（非常勤1）
会計年度任用職員3

①保健施策の企画及び推進に関すること。
②保健師及び栄養士活動の総合調整に関すること。
③保健ボランティア及び地域保健活動の推進に関すること。
④地域医療の調整に関すること。
⑤診療施設に関すること。
⑥医療機関との連絡に関すること。
⑦健康増進の計画の策定及び推進に関すること。
⑧成人の栄養改善に関すること。
⑨生活習慣病予防に関すること。
⑩歯科保健に関すること。
⑪こころの健康に関すること。
⑫感染症及び健康危機管理に関すること。
⑬保健センターに関すること。
⑭食育の推進に関すること。
⑮献血推進に関すること。

診療所

こ ど も 部 長

子育て支援課長

子育て支援係

主幹1　係長（兼務）1　主任主事1
母子父子自立支援員(嘱託)1　コンシェルジュ（嘱託)1
アドバイザー（嘱託）1　アドバイザー（臨時）1

①児童の保健福祉施策の企画及び推進に関すること。
②児童福祉法に関すること。
③次世代育成支援対策推進法に関すること。
④母親クラブの育成に関すること。
⑤母子及び父子並びに寡婦福祉法に関すること。
⑥ファミリーサポートセンター事業に関すること。
⑦児童扶養手当に関すること。
⑧市遺児激励金及び遺児年金に関すること。
⑨放課後児童クラブに関すること。

すこやか親子係

課長補佐1　係長1　保健師1　主事補1
保健師(臨時）1　准看護師(臨時）1　臨床心理士(嘱託)1
要保護児童相談員(嘱託)2　家庭相談員(嘱託)1
会計年度任用職員1

①要保護児童対策に関すること。
②家庭児童相談に関すること。
③母子保健に関すること。
④予防接種に関すること。
⑤子どもの食育推進に関すること。

子育て世代包括支援センター

センター長（兼務）1　主幹（兼務）1　主査（兼務）1
保健師（兼務）1　保健師（嘱託）2

①妊娠・出産及び育児に関する情報提供・相談支援に関すること。
②支援のためのプラン作成・評価に関すること。
③保健・医療及び福祉等の関係機関との連絡調整・ネットワークづくりに関すること。

こども育成課長

こども育成係

課長補佐1　主幹兼指導主事（幼稚園教諭）1　係長1
主査（栄養士）1　主事1　保育士1　保育士(再任用)2・
（嘱託）1・（臨時）1　嘱託事務員1　会計年度任用職員1

①就学前児童の教育及び保育の施策の推進に関すること。
②保育所，認定こども園及び幼稚園の保育料に関すること。
③市立の保育所及び幼稚園の運営，施設の管理及び保全に関すること。
④私立の就学前教育保育施設等の監査及び指導助言に関すること。

⑤幼保一体化の推進に関すること。

保育所(5園)

所長5　主任保育士2　保育士15　臨時保育士8
非常勤保育士16　技師(調理員)9　嘱託調理員1

①児童福祉法に関すること
②保育所の保育指導に関すること

認定こども園(1園)

園長1　教頭1　主幹教諭1　保育教諭6
臨時保育教諭2　非常勤保育教諭4　技師(調理員)2
非常勤調理員1

①認定こども園法に関すること。
②認定こども園の保育教育指導に関すること。

(2) 笠岡市社会福祉協議会組織(公共性・公益性の高い民間福祉団体です。)

役　員
理事　11名以上13名以内
監事　2名以内

評　議　員
14名以上16名以内

評議員選任・解任委員
5名

事務局長

総務係　常勤職員4名(内兼務1名)
①理事会，評議員会
②予算，決算及び経理
③寄付金，普通会費，賛助会費，特別会費
④保健センター管理運営事業　　等

地域福祉係　常勤職員11名(内兼務4名)，非常勤職員9名(内兼務1名)
①地域福祉活動
（社協支部，健康長寿愛らんど事業，福祉機器の貸出，福祉用具リサイクル事業　等）
②ボランティアセンター
③相談事業，緊急援護資金貸付事業
④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(ことぶき大学)
⑤高齢者生きがい活動推進通所事業(生きがいディサービス)
⑥生活支援体制整備事業
⑦赤い羽根共同募金事業，歳末たすけあい運動
⑧わかば園の運営
⑨老人福祉センター管理運営事業
⑩労働者福祉センター及び勤労青少年ホームの管理運営事業　　等

地域支援係　常勤職員10名(内兼務2名)，非常勤職員22名(内兼務1名)
①笠岡市社協指定居宅介護支援事業所(常勤介護支援専門員3名)
②かさおか社協ヘルパーステーション(常勤訪問介護員4名)

笠岡市地域包括支援センター　常勤職員24名(内兼務3名，内市職員1名)

かさおか権利擁護センター　常勤職員3名(内兼務2名)，非常勤職員5名
①日常生活自立支援事業
②法人後見事業及び市民後見人養成事業

常勤	正規職員	20名
	嘱託職員	26名
	合　計	46名

非常勤	わかば園	4名
	運転手	4名
	登録ヘルパー	15名
	同行援護	6名
	日援支援員	5名
	事務	1名
	合　計	35名

（3） 笠岡市社会福祉協議会評議員・理事・監事名簿（令和2年７月１日）

○評議員名簿

	氏　名	備　　考
1	野村　　泉	笠岡市手をつなぐ親の会
2	藤井　保之	笠岡地区保護司会
3	宮本　憲男	社会福祉法人新生寿会
4	中山　直明	特定非営利活動法人すみれ会
5	伊藤　映子	笠岡市愛育委員協議会
6	天野喜代美	笠岡市婦人協議会
7	清水　征美	笠岡市社会福祉協議会支部
8	東馬場省吾	笠岡市公民館協議会
9	城戸美代子	笠岡市保育協議会
10	平野　　勲	笠岡市老人クラブ連合会
11	山本　英司	笠岡市役所
12	高木千代子	笠岡地区更生保護女性会
13	田野　利昭	笠岡市校園長会
14	濵田　仁海	笠岡市民生委員児童委員協議会

※任期　令和２年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

○理事名簿

	役　職	氏　名	備　　考
1	会　長	二階堂舜司	学識経験者
2	副会長	森岡　聰子	笠岡市ボランティア連絡協議会
3	副会長	藤井　義明	笠岡市社会福祉協議会支部
4	常務理事	宮岡　省二	笠岡市社会福祉協議会事務局長
5	理　事	高橋　昌文	笠岡市民生委員児童委員協議会
6	理　事	大嶋　元義	笠岡市行政協力委員長協議会
7	理　事	岡崎　利治	社会福祉法人天神会
8	理　事	浅野　正明	笠岡市民生委員児童委員協議会
9	理　事	杉野　　寧	学識経験者
10	理　事	三谷　幸男	社会福祉法人サンフェニックス
11	理　事	數口　悦子	笠岡市民生委員児童委員協議会
12	理　事	清水　輝一	笠岡市社会福祉事務所

※任期　令和２年度会計に関する定時評議員会終結の時まで

○監事名簿

	氏　名	備　　考
1	西江　敬一	社会福祉事業に学識経験を有する者
2	江原　和之	財務諸表等を監査し得る者

（4） 笠岡市社会福祉協議会支部長名簿

支部名	支部長名
笠岡東	本保　泉
笠岡	清水　征美
金浦	藤井　義明
城見	松浦　喜孝
陶山	瀬戸　信吉
大井	円　慶江
吉田	石田　逸馬
新山	高木　千代子
北川	藤原　真佐子
今井	小寺　隆雄

支部名	支部長名
大島	原田　毅
横江・美の浜	西島　朗
神内	井口　和光
神外	薮田　宏治
高島	滝岡　栄
飛島	山河　菊野
白石島	天野　香代子
北木島	河田　英輔
真鍋島	前田　智勉
六島	三宅　忠信

（5） 笠岡市民生委員児童委員協議会名簿（令和2年７月１日）

会　長　　高 橋 昌 文
副会長　　淺 野 正 明　　監　事　　西 江 敬 一
副会長　　數 口 悦 子　　監　事　　濱 田 仁 海

（市内 16 地区　160 人）

地区名	会長	電話番号	副会長	電話番号
笠岡	前田　秀子	63-6039	淺岡　憲之 木村　みつこ	60-0755 63-6356
中央	藤澤　　齊	63-6871	石田　美惠子	090-3373-8699
金浦	筒井　清人	66-4461	内尾　京子	66-2906
城見	松浦　喜孝	66-0309	原田　道惠	66-3977
陶山	西江　敬一	66-2132	瀬戸　信吉	66-2057
大井	守屋　重信	63-4881	内海　弘之	63-0372
吉田	佐藤　澄江	65-2512	佐藤　澄江	65-2512
新山	濱田　仁海	65-3254	佐内　繁文	65-2616
北川	高橋　昌文	65-0118	塩田　賢三	65-1951
今井	小川　順子	62-5577	小寺　弘子	62-3211
大島	淺野　正明	67-1393	尾崎　和枝	67-3331
神内	井上　晴美	67-1417	湯場　勢津子	67-6985
神外	小西　徹	67-2020	薮田　宏治	67-4930
白石島	山本　榮則	68-3206	天野　香代子	68-3021
北木島	天野　朝光	68-2729	天野　智子	68-2019
真鍋	數口　悦子	68-3648	三宅　忠信	68-4372

（6） 笠岡市老人クラブ連合会役員名簿

任期　令和元年 5 月 22 日～令和 3 年 5 月 31 日

	役職名	地区	氏名	単位クラブ数
1	会長	神外	平野 勲	3
2	副会長	北川	森 恵美子	3
3	副会長	北木	天野 秀範	3
4	副会長	神島	宇根山 肇	6
5	副会長	横江･美の浜	金本 久美恵	
6	理事	笠岡	原田 治夫	4
7	理事	富岡	小林 節雄	1
8	理事	今井	仁科 智之	5
9	理事	金浦	清水 恭道	3
10	理事	城見	松浦 稔侑	3
11	理事	陶山	田中 富夫	4
12	理事	大井	鏡山 輝雄	5
13	理事	吉田	土谷 昇	4
14	理事	新山	安藤 伸子	4
15	理事	大島	渡邉 省蔵	11
16	理事	横江･美の浜	松枝 保夫	3
17	理事	新横島･緑町	桑田 陽夫	5
18	理事	白石	山川 十良	5
19	理事	真鍋	関東 治樹	2
20	監事	笠岡	笠原 俊治	
21	監事	大島	高田 省一郎	
合　計				74

2 社協会費及び寄付金

○ 社会福祉協議会

社会福祉協議会では,地域の方々との協働のもと福祉活動の充実を保健･医療･福祉の関係団体とともに推進していくため,会員制度を導入しています。

(1)会員･会費及び寄付金

(1) 会費の状況

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
普通会員	14,097 世帯	13,743 世帯	13,790 世帯	13,289 世帯	13,407 世帯
	7,048,700 円	6,871,100 円	6,895,000 円	6,644,500 円	6,703,500 円
賛助会員	574 人	572 人	583 人	584 人	589 人
	629,000 円	638,000 円	626,000 円	628,000 円	636,000 円
特別会員	114 口	116 口	114 口	114 口	124 口
	570,000 円	580,000 円	570,000 円	570,000 円	620,000 円

(勘定科目)

普通会費･賛助会費･特別会費＝(大)会費収入-(中)普通会費収入･賛助会費収入･特別会費収入

普通会費支部別　　(単位:世帯)

支部名	H30年度	R1年度	比較	支部名	H30年度	R1年度	比較
笠岡東	1,644	1,847	203	大　島	1,112	1,137	25
笠　岡	1,792	1,746	▲46	横江･美の浜	864	884	20
金　浦	1,426	1,416	▲10	神　内	561	552	▲9
城　見	871	861	▲10	神島外	208	204	▲4
陶　山	403	399	▲4	高　島	35	33	▲2
大　井	1,458	1,472	14	飛　島	66	65	▲1
吉　田	759	747	▲12	白石島	193	185	▲8
新　山	487	472	▲15	北木島	187	172	▲15
北　川	599	599	0	真鍋島	87	81	▲6
今　井	507	506	▲1	六　島	30	29	▲1
				合　計	13,289	13,407	118

(2) 寄附金の状況

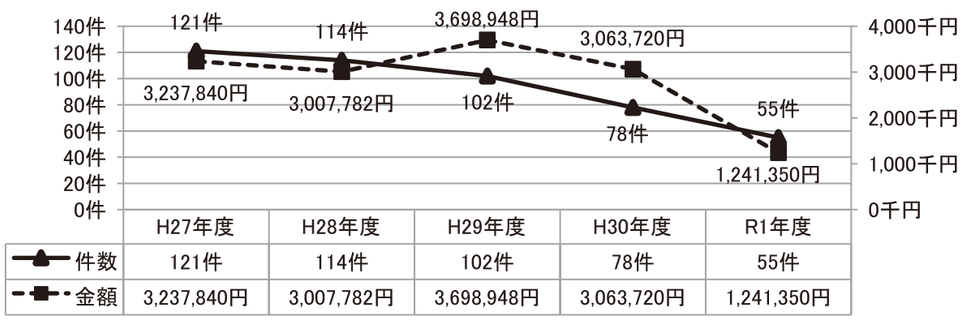

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
件数	121件	114件	102件	78件	55件
金額	3,237,840円	3,007,782円	3,698,948円	3,063,720円	1,241,350円

3 地域福祉活動の推進

○社会福祉協議会

地域福祉活動計画のもと,住民の方や,福祉団体等と協働で福祉のまちづくり実現のため活動を行っています。

(1) 社協支部 ･福祉委員の活動の充実

おおむね小学校区に 20 の支部を組織し,社協会費を主な財源として,地域福祉活動を行っています。

地域で支援が必要な人の早期発見と、住民ならではの細やかな見守り活動の充実を図るため,福祉委員を組織し、また研修会を行っています。

ア 社協支部ごとの福祉委員配置状況

福祉委員は,各社協支部で設置され,ふれあいサロンをはじめ友愛訪問,見守り活動などの活動を行う中で身近なところでの地域の困りごとを発見し,社協や専門職へつなぐアンテナ役として活動を行っています。

(単位:人)

笠岡東	笠岡	金浦	城見	陶山	大井	吉田	新山	北川	今井	
86	84	61	23	42	44	40	38	89	27	
大島	横江･美の浜	神内	神外	高島	飛島	白石島	北木島	真鍋島	六島	合計
66	22	21	52	2	7	29	16	13	9	771

(2) ふれあい･いきいきサロン

社協支部で開催されているサロン活動において参加者,ボランティアに対し活動の援助を行うとともに,福祉制度の情報提供や参加高齢者の実態把握のための訪問を行っています。専門職の支援が必要と思われる参加者へは,専門機関と協働し見守り支援体制の整備を図っています。

	H30 年度	R1 年度
高齢者サロン数	155 箇所	168 箇所
子育てサロン	11 箇所	12 箇所

(3) 相談事業

地域住民の抱える各種の問題について広く相談に応じ,専門機関と連携して相談と援助活動を行っています。

ア 法律相談　　毎月　第3金曜日

相談員　小寺弁護士,谷川弁護士

イ　一般相談・ほのぼの相談　　月曜日～金曜日
相談員　民生委員地区会長　社協職員　他

	H30 年度	R1 年度
法律相談	41 件	44 件
一般相談	178 件	211 件

(4)福祉教育の推進

福祉意識の向上のため,学校の協力を得て,福祉学習の導入,体験学習などの機会を持ち，福祉に関する意識啓発を行っています。

特に，障がいを持つ当事者を招いての取り組みを希望する場合には，導入から体験，振り返りまでの計画を当事者と一緒に計画して取組みました。

	学校名等	H30 年度回数	R1 年度回数
小学校	笠岡(3)・中央(3)・金浦(2)・大井(1)・吉田(1)・大島(3)・神内(1)・城見(1)・今井(1)	12 回	16 回
中学校	笠岡東(1)・金浦(2)・小北(1)・新吉(1)	10 回	5 回

※括弧内は実施回数

(5)　ボランティアの養成・支援（福祉ボランティアについては,資料参照）

市内福祉ボランティア団体の活動促進とボランティア養成に努め,総合ボランティアセンターの機能を利用し,実施しています。

ア　ボランティア入門講座の開催
イ　ボランティアグループの各種行事への参加
ウ　ボランティアグループへの相談援助
エ　ボランティア連絡協議会の開催　　毎月1回
オ　登録グループへの活動費の助成
カ　ボランティア保険など各種保険の加入促進
キ　個人・団体ボランティアの登録促進

①夏のボランティア体験事業の実施

中学生以上を対象に夏休み期間中に市内の福祉施設やボランティアグループなどでの活動を通して,社会福祉への理解や意識の向上を目的として体験活動を実施しています。

	H30 年度	R1 年度
参加人数	200 人	267 人
受入先（施設・グループ）	44 箇所	51 箇所

(6)　老人福祉事業及び在宅福祉サービスの充実

○　老人クラブの育成・支援（役員名簿参照）

社会福祉協議会では高齢者の生きがい活動・健康維持を目的に活動を中心的に行っている市内老人クラブへ助成を行い,活動の活性化のための支援を行っています。

	H30 年度	R1 年度
老人クラブ数	78 クラブ	77 クラブ
会員数	3,877 名	3,662 名

※老人クラブ活動　重点目標

① 魅力ある老人クラブづくりと会員の加入促進
② 地域社会福祉活動への積極的参加と健康づくり・予防活動の事業実施
③ 老人クラブ指導者の資質の向上に努める。
④ 老人クラブ女性部の活動推進に努め,明るく豊かな地域づくりの促進
⑤ 生きがいと健康増進に努め,明るく豊かな地域づくりの促進
⑥ 各地区連合会の充実強化

ア　福祉機器の貸出（車いす・チャイルドシート・ジュニアシート）

介護保険（要介護 2 以上の認定を受けられている方）に該当する方を除く在宅介護・福祉教育・旅行等での介助等を行うために利用する車椅子を最大 3 カ月間貸し出ししています。

平成29年度より国際ソロプチミスト笠岡との共同事業としてチャイルドシート,ジュニアシートの貸出をおこなっています。

イ　ふれあいいきいきサロン等地域での福祉活動へゲーム器材等の貸出を行っています。

ウ　福祉用具リサイクル事業

市民の善意により提供された,家庭で不用になった福祉用具を,登録制により,必要な方への橋渡しを行っています。福祉用具の情報については,笠岡市社会福祉協議会ホームページ及び社協だよりにて情報提供を行っています。

	H30 年度	R1 年度
提供登録数	98 件	124 件
希望登録数	80 件	105 件
成立件数	72 件	99 件

・リサイクル品一覧

	品目
児童関係	チャイルドシート・ジュニアシート・ベビーカー・ベビーチェア　等
高齢者関係	車いす・ポータブルトイレ・シャワーチェア・電動ベッド・紙パンツ・紙おしめ　等

エ 在宅介護者リフレッシュ事業

在宅で介護されている介護者がお互いに交流できる場を設け,介護者の身体的・精神的な負担を軽減し,心身のリフレッシュを図ることを目的に実施しています。

家族介護者の会（そよ風の会）の開催。年 2 回のリフレッシュ旅行等の実施。

交　　流　　会	毎月第 2 水曜日　13:00～15:00　老人福祉センター
リフレッシュ旅行	年 2 回

4 児童福祉及び青少年健全育成

（1）保育所・認定こども園（保育部分） ※以下「保育所等」という

保護者の就労や病気等のため,保育を必要とする児童を，保護者にかわって保育するところです。

ア　入所できる基準

（ア）入所申込み時点で,保護者・児童が笠岡市に居住し,住民登録をしていること。
ただし,特別の事情がある場合,住民登録予定を含む。

（イ）保護者及び同居の親族が次のいずれかの理由により,児童を保育するものがいない家庭であること。

（労働）
a　1 か月に 64 時間以上労働することを常態としている場合
（妊娠・出産）
b　妊娠中であるか,または,出産後間もない場合。（入所期間：出産予定月の前 2 ヶ月及び出産後 2 ヶ月）
（疾病等）
c　疾病にかかり,若しくは負傷し,又は精神若しくは身体に障害を有している場合
（介護等）
d　同居の親族（長期間入院等している親族を含む）を常時介護又は看護している場合
（災害復旧）
e　震災,風水害,火災その他の災害復旧に当たっている場合
（求職活動）
f　求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合（入所期間：3 か月間）
（就学）
g　就学している場合。（職業訓練校等における職業訓練を含む）
（虐待・DV）
h　虐待やDVのおそれがある場合
（育児休業）
i　育児休業取得時に,既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
（その他）
j　前各号に類する状態であると市長が認めた場合

イ　施設数及び定員数（令和 2 年 4 月 1 日現在）

市　立	6 施設	定員	375 人
私　立	12 施設	定員	948 人
合　計	18 施設		1,323 人

ウ　笠岡市保育所等入所児童等の推移（各年度4月1日現在）

（ア）就学前児童数の推移

（単位：人）

年令＼年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
0 才	309	304	304	309	302	270	265	249	209	233
1 才	373	318	318	316	323	311	271	273	263	211
2 才	325	379	338	342	334	330	318	274	274	276
3 才	377	339	386	338	341	335	325	325	275	282
4 才	352	373	348	393	342	343	346	337	322	267
5 才	391	352	377	352	395	346	339	343	341	321
合　計	2,127	2,065	2,071	2,050	2,037	1,935	1,864	1,801	1,684	1,590

①　保育所等児童数の推移

（単位：人,%）

項目＼年度		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
定員	公立	440	440	440	440	440	360	360	360	360	375
	私立	760	805	805	805	865	925	895	970	962	948
	合計	1,200	1,245	1,245	1,245	1,305	1,285	1,255	1,330	1,322	1,323
入所児童数		1,096	1,086	1,135	1,150	1,185	1,158	1,144	1,158	1,108	1,098
就学前児童に対する充足率		51.5	52.6	54.8	56.1	58.2	598	61.4	64.3	65.8	69.1
定員に対する充足率		89.8	90.5	91.2	92.4	90.8	90.1	91.2	87.1	83.8	83.1

※H30 年度以降は認定こども園（保育部分）を含む。

エ 保育所等施設一覧表（令和2年 4 月 1 日現在）

設置主体	施設の名称	所在地	施設長	電話番号
市	吉田保育所	吉田 2376-1	細 川 映 理 子	65-1002
市	新山保育所	山口 3281-1	山 下 美 香	65-1080
市	北川保育所	走出 4100-1	荒 川 真 奈 美	65-0204
市	城見保育所	用之江 2318-2	城 戸 美 代 子	66-1701
市	外浦保育所	神島外浦 1566	片 岡 圭 子	67-2064
市	（休所） 真鍋島保育所	真鍋島 4007-2	ー	ー
市	青空認定こども園	カブト南町 188	料 治 聡 子	67-3164
（福）	和光みらい園	富岡 277-5	山 名 照 知	67-0802
個	（休園） 双葉保育園	笠岡 294	ー	ー
（福）	金浦保育園	金浦 1565	木 村 和 子	66-0190
（福）	つばくろ認定こども園	西大島 1756	清 水 明	67-0127
（福）	富岡保育園	富岡 605	伊 藤 季 実	62-2487
（福）	まや保育園	笠岡 2786-2	無 垢 品 政 子	63-1567
（福）	若竹保育園	小平井 2096-1	高 橋 敦 子	62-4114
（福）	新川保育所	金浦 737	片 岡 丸 恵	66-1668
（福）	笠岡認定こども園	笠岡 3190-1	無 垢 品 巌 生	62-3438
（福）	太陽の森保育園	生江浜 1079－5	山 足 千 賀 子	60-0233

オ 保育所等保育料（月額）※表上段･･･標準時間　表下段･･･短時間

※4 月～8 月は,前年度市町村民税額　9 月～3 月は,当該年度市町村民税額

※4 月 1 日時点の年齢が 3～5 歳及び住民税非課税世帯の 0～2 歳の保育所等利用料は，元年 10 月以降無償化されました。

《備考》

◆第 2 子の保育料

・一般世帯の方

上の子と同時入所している場合，徴収金基準額の 4 分の 1 となります。

同時入所をしていない場合，市民税所得割額が 57,700 円未満の方は，徴収金基準の 4 分の 1，市民税所得割額が 57,700 円以上の方は，徴収金基準額の半額となります。

ただし，市民税非課税世帯の方は，同時入所しているかいないかに関わらず，無料となります。

・ひとり親等世帯の方

上の子と同時入所している場合，徴収金基準額の 4 分の 1 となります。

同時入所をしていない場合，市民税所得割額が 77,100 円を超える方は，徴収金基準額の半額となります。

ただし，以下の世帯の方は，同時入所しているかいないかに関わらず，無料となります。

①市民税非課税世帯

②ひとり親等世帯で市民税所得割額が 77,100 円以下の世帯

◆第 3 子以降の児童の保育料について

第 3 子以降の児童全員が無料になります。

◆未婚のひとり親世帯への保育所保育料みなし寡婦（夫）控除適用について

対象となる保護者から申請があった場合,離別や死別のひとり親に適用される税の寡婦（夫）控除を,未婚のひとり親も受けているとみなして保育料を算定します。

（2）家庭児童相談室

家庭における児童教育,その他家庭児童福祉の向上を図ります。

家庭相談員　1 人

（3）助産施設

保健上必要があるにもかかわらず,経済的理由などにより,入院助産を受けることができない妊産婦が,児童福祉法に基づき低額の費用で入院助産を受けることができる施設です。

【措置条件】

上記に該当する方。ただし,市民税課税世帯で,かつ社会保険等からの出産に関する給付が 404,000 円以上あるときは,原則措置できません。

(4)母子生活支援施設

児童福祉法第 38 条に基づき,配偶者のない女子又はこれに順ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて,これらの者を保護するとともに,これらの者の自立の促進のためにその生活を支援することを目的とする施設です。

【措置条件】 上記に該当する方から申込みがあったとき。

(5)児童厚生施設

児童福祉法第 40 条に規定する施設であり,児童に健全な遊びを与えて,その健康を増進し,又は情操をゆたかにすることを目的とする施設です。

ア 大井児童館

休館日 : 毎週火曜日, 第 3 日曜日, 国民の祝日に関する法律に規定する休日
年末年始(12 月 29 日～1 月 3 日)
利用者数 :延べ 9,845 人(令和元年度実績)

(6)放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し,授業終了後に児童館や小学校の余裕教室などを利用して,適切な遊び及び生活の場を提供し,その児童の健全な育成を図ることを目的としています。

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

児童クラブ名	活動場所	児童数	児童クラブ名	活動場所	児童数
笠岡ゆうゆうクラブⅠ	笠岡小学校内	26	若竹ひまわりクラブ	若竹保育園内	56
笠岡ゆうゆうクラブⅡ	笠岡小学校内	26	城見なかよしクラブ	城見小学校内	61
中央あいあいクラブⅠ	中央小学校内	45	大島学童クラブ	JA 大島西支店跡	53
中央あいあいクラブⅡ	中央小学校内	44	笠岡児童クラブ「きらきら」	笠岡認定こども園内	41
中央あいあいクラブⅢ	中央小学校内	45	吉田どんぐりクラブ	吉田小学校内	42
大井のびのびクラブ	大井小学校内	16	神内すまいるクラブ	神内小学校内	31
金浦にこにこクラブⅠ	金浦小学校内	26	陶山わくわくクラブ	陶山小学校内	12
金浦にこにこクラブⅡ	金浦小学校内	16	新山つくしんぼクラブ	新山公民館内	30
北川キララ	北川小学校内	17	今井グレープクラブ	今井小学校内	16
和光学童クラブ	和光みらい園内	27			

(7)地域子育て支援拠点事業

小学校就学前の乳幼児がいる家庭を対象に,交流の場の提供及び,相談・援助,イベント等を行っています。

①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
②子育て等に関する相談,援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

ア 一般型 ・・・・・・ 笠岡中央子育て支援センター(和光みらい園内 67-0802)
まや子育てサポートセンター (まや保育園内 63-1567)
わかたけ地域子育て支援センター(若竹保育園内 62-4114)
子育てひろば「あおぞら」
(認定 NPO 法人ハーモニーネット未来内 63-4955)

イ 連携型 ・・・・・・ 大井児童館(63-0443)

(8) 保育支援サービス

利用料は有料です。それぞれの実施場所へお尋ねください。

ア 延長保育 ・・・・・・ 私立保育園, 私立認定こども園
保育所入所児童を対象に,開所時間の前後において保護者の就労等により児童に保育の必要性がある場合に預かります。

イ 休日保育 ・・・・・・ 和光みらい園(67-0802)
保育所入所児童を対象に,日曜・国民の祝日等において保護者の就労等により児童に保育の必要性がある場合に預かります。

ウ 一時預かり ・・・・・・ 和光みらい園(67-0802)
就学前児童を対象に,保護者の傷病,災害,看護,介護などにより児童が緊急かつ一時的に保育の必要性がある場合に預かります。

エ 病児・病後児保育 ・・・・・・ 笠岡第一病院すこやかキッズルーム(67-0211)
小学校 6 年生までの児童を対象に,病気の療養中又は回復期にあり集団保育が困難な場合,一時的に専用施設で預かります。

オ ファミリー・サポート事業 ・・・・・・ 笠岡市ファミリー・サポート・センター(63-5067)
地域の中での子育て支援と児童の福祉の向上を目的として,会員組織により保育所の開始前や終了後の育児や送り迎え等育児に関する相互援助活動を行います。

(9)児童扶養手当

父母の離別,父または母の死亡などによるひとり親家庭で子ども(18歳到達後最初の3月31日まで,または一定程度の障害の状態にある場合は20歳到達前日まで)を「監護している母」または「監護し,かつ生計を同じくしている父」または「父母以外で児童を養育している方」に支給されます。ただし所得制限があり,支給額が0円となる場合があります。

（例）支給額（平成31年4月から）児童1人の場合

全部支給　・・・・・・　月額43,160円。

一部支給　・・・・・・　所得に応じて,月額43,150円から10,180円までの額。

対象児童が2人の場合は,上記の金額に5,100～10,190円加算,3人目以降は,さらに3,060～6,110円ずつ加算されます。

（10）母子寡婦福祉事業関係

ア　母子父子自立支援員

ひとり親家庭に関し必要な実情を把握し,各種相談に応じ指導・助成し母子父子福祉の増進に努めます。　母子父子自立支援員　1名

（ア）母子父子世帯の状況　（令和2年3月末現在）

世帯数	原因別					
	死別			生別		
	病気	事故	小計	離婚	その他	小計
513	10	4	14	434	65	499

（イ）母子父子相談件数（令和元年度）　（単位：件）

相談内容	生活一般	児童養育	生活援護	その他	合計
件数	65	39	320	0	424

イ　母子父子寡婦福祉法に関する援護の状況

（1）母子父子寡婦福祉資金貸付状況　（令和元年度）　（単位：円）

貸付金の種類	修学資金	就学支度金	修業資金	転宅資金	住宅資金	生活資金	医療介護資金
貸付件数	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
貸付金額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円

※各種制度を紹介し,相談者が他制度を選択。

（2）笠岡市遺児激励金支給状況（令和元年度）　（単位：円）

激励金の種類	入学激励金	卒業激励金	保護者死亡見舞金
件数	0件	1件	1件
金額	0万円	1万円	1万円

（11）子育て支援コンシェルジュ

子育て支援課に育児・保育に精通した専任職員を「子育て支援コンシェルジュ」として配置。児童,保護者,妊婦の方のご相談をお伺いして,教育・保育施設や地域の子育て支援事業など,その方にとって最適なサービスをご紹介します。

（12）子どものショートステイ事業

保護者の方が病気や出産,出張などの理由で,一時的に家庭でお子さんを養育できなくなった時に,児童養護施設で1週間以内を原則として,お子さんをお預かりします。

利用料金はお子さんの年齢,家庭の状況によって,1日当たり次の利用料になります。

区分			利用料(円)
2歳未満児	生活保護世帯		0
	市民税非課税世帯	母子・父子・養育家庭	
		その他の世帯	1,100
	上記以外の世帯		5,400
2歳以上児	生活保護世帯		0
	市民税非課税世帯	母子・父子・養育家庭	
		その他の世帯	1,100
	上記以外の世帯		2,800

利用前に手続きが必要ですので,子育て支援課までお問い合わせください。

（13）要保護児童対策事業関係

ア　笠岡市要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子どもをはじめとする保護を要する子ども（要保護児童）に関する情報の交換や支援を行うための協議を行います。

《構成員》 倉敷児童相談所,備中保健所井笠支所,笠岡警察署,岡山地方法務局笠岡支局,民生委員・児童委員協議会,愛育委員協議会,笠岡人権擁護委員協議会,保育協議会,幼稚園長会,小学校長会,中学校長会,教育委員会,笠岡医師会,笠岡市社会福祉事業会,子育て支援課

（ア）代表者会議　・・・・・・・・・　地域協議会の構成員の代表者による会議

（イ）実務者会議　・・・・・・・・・　実際に活動する実務者から構成される会議

（ウ）個別ケース検討会議・・・要保護児童について,その子どもに直接関わりを有している担当者や今後関わりを有する可能性がある関係機関等の担当者により,その子どもに対する具体的な支援の内容等を検討します。

イ　こども相談

平日の相談が難しい方を対象に,日程調整の上,子育て支援課で実施します。

相談員・・・要保護児童相談員,家庭相談員,保健師

ウ　児童虐待防止推進事業

（ア）オレンジリボン（子ども虐待防止）の着用

（イ）懸垂幕の掲出（11月1日～30日：児童虐待防止推進月間）

（ウ）イベントで啓発用チラシ等の配布

（エ）市民に向けた啓発作品の募集及び表彰,市ホームページから閲覧可能

(14)母子保健事業

ア　母子保健

	事業名	内容	R1 年度実績 回数	R1 年度実績 人員等延
妊娠・出産期	一般不妊治療支援事業	治療費の一部を補助		19
	特定不妊治療支援事業	治療費の一部を補助		21
	母子健康手帳交付	手帳の交付,保健師による妊婦面接		249
	妊婦歯科健康診査 妊婦一般健康診査	委託医療機関での健康診査 委託医療機関での健康診査	1 人 1 回 1 人 14 回	63 2,741
	島しょ部妊産婦等交通費助成	妊産婦等が健診や予防接種時に利用した定期旅客船の往路運賃を助成	1 人 24 回	2
	妊婦家庭訪問	保健師による訪問指導		13
	ハイリスク妊産婦・新生児連絡票	医療機関からの連絡		16
	新生児聴覚検査			222
乳幼児期	こんにちは赤ちゃん家庭訪問	生後 4 か月までの乳児のいる家庭へ家庭訪問		母 224 児 228
	未熟児訪問	保健師による訪問		18
	養育医療の進達給付決定(H25 年度～)	未熟児の養育医療給付申請書の決定		10
	3～4 か月児健康診査	診察・離乳食指導・育児相談等	11 回	181
	乳児精密健康診査	委託医療機関での精密健康診査を実施		4
	乳児一般健康診査	委託医療機関での健康診査	1 人 2 回	346
	ごっくん！かみもぐ教室	離乳食講習会	11 回	70
	1 歳 6 か月児健康診査	内科・歯科診察,幼児食指導,育児相談・言葉の相談	11 回	219
	1 歳 6 か月児精密健康診査	委託医療機関にて精密健康診査を実施		1
	2 歳児歯科検診	ハイリスク児を対象に歯科診察・歯科保健指導,栄養・育児相談,心理相談	5 回	61
	2 歳児子育て教室	発達支援教室	11 回	145
学童期	3 歳児健康診査	内科・歯科診察,幼児食指導,育児相談・心理相談,検尿,視力・聞こえ確認	11 回	258
	3 歳児精密健康診査	委託医療機関での精密健康診査を実施		53
	3 歳児健診視力再検査	視能訓練士による視力検査	3 回	9
	弱視等治療用眼鏡給付事業	治療用眼鏡の購入費用の一部を給付		0
母子訪問指導		乳幼児等の訪問指導		44
親子料理教室		親子で食について学ぶ	15 回	親 114 子 165

イ　予防接種(予防接種法,感染症法に基づくもの)

種類		対象	H29 年度	H30 年度	R1 年度
個別接種	BCG	生後 0～12 か月未満	245	236	210
	ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後 2 か月～5 歳未満	988	930	850
	小児用肺炎球菌	生後 2 か月～5 歳未満	992	920	865
	B型肝炎※4	1 歳未満	729	681	627
	四種混合※1	1 期　生後 3～90 か月未満	1,003	990	866
	二種混合	2 期　11 歳以上 13 歳未満	299	333	297
	三種混合	1 期　生後 3～90 か月未満	0	0	0
	不活化ポリオ※2	生後 3～90 か月未満	19	5	0
	麻しん・風しん混合	1 期　生後 12～24 か月未満	284	239	227
		2 期　小学校就学 29 年度	316	323	317
	水痘※3	生後 12～36 か月未満	526	493	442
	日本脳炎	1 期　生後 6～90 か月未満	1,203	1,268	1,055
		2 期　9 歳～13 歳未満	410	415	409
	子宮頸がん予防 (ﾋﾄﾊﾟﾋﾟﾛｰﾏｳｲﾙｽ)	小学校 6 年生～高校 1 年生	0	0	23

(ア)定期予防接種の接種者数

※1　平成 24 年 11 月から三種混合に不活化ポリオ追加

※2　平成 24 年 9 月から生ポリオは不活化ポリオへ移行

※3　平成 26 年 10 月から水痘は定期接種化

※4　平成 28 年 10 月からB型肝炎は定期接種化

◎ 日本脳炎は平成 23 年 5 月から積極的な勧奨が差し控えられた時期があったことから,平成 7 年 4 月 2 日生まれ～平成 19 年 4 月 1 日の間に生まれた人については,4～20 歳未満まで接種対象としている。

◎ 三種混合は四種混合の導入の定着等で,平成 28～令和元年度は接種者なし。

◎ 子宮頸がん等ワクチン接種については,平成 26 年 6 月に厚生労働省より積極的な接種勧奨の差し控えの通知があったため,市としても接種勧奨を差し控えております。

ウ　個別予防接種引き受け医療機関一覧　　（令和２年４月末現在）

医療機関名		B型肝炎	ヒブ	小児肺炎球菌	四混・二混・三混	単独不活化ポリオ	BCG	麻しん・風しん混合	水痘	日本脳炎	おたふく	子宮頸がん	65歳以上 インフルエンザ	65歳以上 肺炎球菌
安倍医院		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
猪木医院		★	★	★	▲	★	★	★	★	★	★	★	★	★
植木内科		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
おぐるすハートクリニック		★	★	★	★			★	★	★	★		★	★
小田内科医院		★	★	★	▲		★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡市民病院		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡第一病院		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
笠岡中央病院		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
きのこエスポアール病院													★	★
木野山医院		★	★	★	★		★	★	★	★	★		★	★
斎藤内科消化器科		★			△			★	★	★	★	★	★	★
さくらい内科小児科医院金浦診療所		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
さくらい内科小児科医院茂平診療所		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
さとう消化器肛門外科													★	
鈴木医院					★			★		★	★		★	★
谷口クリニック		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
坪田医院											★		★	★
西井ウイメンズクリニック												★		
西井クリニック													★	★
平山内科整形外科クリニック					★	★		★	★	★	★	★	★	★
みやけこどもクリニック		★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	
村上脳神経外科内科		★			★			★	★	★		★	★	★
ももの里病院													★	★
渡辺クリニック		★	★	★	▲		★	★	★	★	★	★	★	★
島しょ部	高島診療所												★	★
	北木島診療所												★	★
	豊浦分院	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	白石島診療所												★	★
	飛島診療所												★	★
	真鍋島診療所												★	★
	六島診療所												★	★

▲：三混不可　△二混のみ

5　健康増進・保健事業

○笠岡市

（1）　地域保健の現状と重点目標

ア　現状

高齢化が進行する中,国は『国民の健康寿命が延伸する社会』の構築を目指して,現役世代からの健康づくり対策の推進を掲げています。笠岡市では,健康づくりの総合計画である「笠岡市健康づくり計画(2 期計画)」を策定し,【「(食の見直し)＋(今より歩く)×(仲間で一緒に)】をキャッチフレーズに子どもから高齢者までのすべての年代で健康づくりに取組む人を増やすことにより健康寿命の延伸を目指します。

また平成30年度に笠岡市健康づくり計画（第2期計画）の中間評価を行い，平成31年度から新たに「自殺予防の取り組み」を加え，計画の推進に努めています。

イ　重点目標

①市民一人ひとりの健康づくりを支援する地域づくり
②特定健診,特定保健指導等を通じた生活習慣病の予防及び重症化予防の推進
③がん検診の受診率向上によるがんの早期発見
④レセプト・健診情報等を活用したデータヘルス計画の推進

（2）　健康増進事業の概要

健康増進法　第２章　基本方針等(第８条２項)

市町村は,基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して,当該市町村の住民の健康の増進の推進に関する施策についての計画（以下「市町村健康増進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

ア　市民や地域との協働による健康づくりの実践

（ア）「笠岡市健康づくり計画(2 期計画)」の推進（平成 26 年 3 月策定，平成 31 年3月中間評価実施）

（イ）各種保健団体の育成

a 愛育委員による声かけ見守り事業の実施
（愛あい訪問の実施,高齢者の見守り訪問）

b 栄養委員による各種食生活改善事業や食育推進事業の実施
（栄養伝達講習会,生活習慣病予防の食生活改善,親子料理教室,男性料理教室,高齢者料理教室等）

c ヘルスアップリーダーによる運動の推進
（ぐるりんウォークの実施,60 日間 6,000 歩チャレンジの実施，オリジナル体操・オリジナル棒体操の普及）

イ　健康診査・保健指導などを受けやすい環境づくり

（ア）特定健康診査・特定保健指導の実施
（イ）健康相談・健康教育・保健指導の実施
（ウ）健康手帳の交付
（エ）各種がん検診の実施
（オ）後期高齢者健康診査の実施

（カ）高齢者の介護予防の推進を目的とした体操教室の実施
（キ）歯科保健事業の実施

ウ　感染症の予防

（ア）高齢者のインフルエンザ予防接種

区　　分	対　　象　　者	H29年度	H30年度	R1年度
定期接種	65歳以上の者，60歳以上65歳未満で内部障害1級相当の者	8,446	8,560	8,790

（イ）成人用肺炎球菌ワクチン予防接種

区　　分	対　　象　　者	H29	H30	R1
定期接種	R1 年度中に,「65 歳,70 歳,75 歳,80 歳,85 歳,90 歳,95 歳,100 歳以上になる者,「60 歳以上 65 歳未満で重度の内部障害の者」	1,127	996	466

※定期接種は,平成 26 年 10 月 1 日から実施

（ウ）風しんワクチン予防接種

区　　分	対　　象　　者	R1
定期接種	S37.4.2～S54.4.1 生まれの男性	323

※R1～3年度までの3年間の時限的制度です。

（エ）感染症予防への意識啓発

エ　健康診査・保健指導実施状況

＊健康診査以外の事業実施状況（健康管理手帳の交付を除く）

事　業　名	内　　容	回　数	参加人員(延)
ブロック別健康教育	愛育委員協議会主催の健康教育	2	110
中央健康教育	健康に関する正しい知識の普及と自覚を高める。	1	381
地区健康教育	転倒予防　2 回　40 人	22	514
	病態別　6 回　86 人		
	その他　14 回　388 人		
特定保健指導（生活習慣病予防）	特定健康診査の結果,内臓脂肪の蓄積により引き起こされる生活習慣病に対して,個人の生活習慣改善に向けて,個人に合った支援・指導を行う。		動機付け支援 40 積極的支援 2
健康相談	心身の健康に関する個別の相談に応じ,必要な助言や相談を行う。	3	34
訪問指導	生活習慣病予防及び生活機能改善等の要指導者に対し,保健師,管理栄養士が行う訪問指導		236

＊各種健康診査の実施状況

事　業　名	対　　象	H30	R1	備　　考
特定健康診査	40～74 歳国保被保険者	2,396	2,224	集団及び個別
後期高齢者健診	75 歳以上	1,067	1,178	集団及び個別
胃がん検診（X 線）	40 歳以上	970	821	集団及び個別
胃がん検診（内視鏡）		602	665	個別
子宮頸部がん検診	20 歳以上	1,506	1,506	集団及び個別
子宮体部がん検診		5	5	個別
肺がん検診（喀痰検査）	40 歳以上	5,598（51）	5,311（60）	集団及び個別
乳がん検診（視触診＋乳房超音波検診）	30～39 歳	30	39	個別
乳がん検診（視触診＋乳房 X 線検診）	40 歳以上	1,245	1,350	集団及び個別
大腸がん検診	40 歳以上	2,735	2,620	集団及び個別
前立腺がん検診	50 歳以上	917	962	集団及び個別

＊H28 年度から乳がん検診の方法を一部変更‥30～39 歳は視触診＋乳房超音波検査（個別健診のみ）を実施，40 歳以上は視触診＋乳房 X 線検査を実施
H29 年度から国及び県の指針に基づき，視触診のみを廃止

＊参考・・・検診機関

（陸地部）

・岡山県健康づくり財団
胸部レントゲン(結核・肺がん),喀痰細胞診,特定健康診査,後期高齢者健康診査,前立腺がん・胃がん・子宮頸部がん・大腸がん・乳がん（視触診＋乳房X線）検診,B 型・C 型肝炎検査

・笠岡医師会
胸部レントゲン(結核・肺がん),特定健康診査,後期高齢者健康診査,前立腺がん・胃がん(X線及び内視鏡検査)・子宮（頸部＋体部）がん・大腸がん・乳がん（視触診＋乳房X線）・乳がん（視触診＋乳房超音波）検診,B 型・C 型肝炎検査,オプション検査(腹部超音波検査,頸部超音波検査,脳 MRI 検査)

（島しょ部）

・岡山済生会総合病院（済生丸）
胸部レントゲン(結核・肺がん),喀痰細胞診,特定健康診査,後期高齢者健康診査,前立腺がん・胃がん・子宮頸部がん・乳がん（視触診＋乳房X線）検診,大腸がん検診

オ　感染症予防および健康危機管理に関すること

（ア）患者発生時の連絡網は,次のとおり

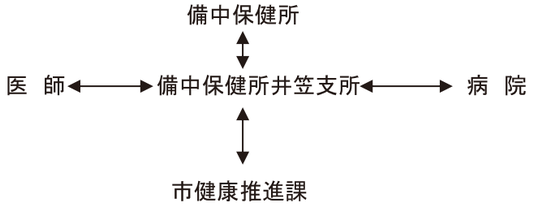

（イ）結核予防に関すること

結核レントゲン検診（65 歳以上の一般住民を対象）令和元年度実績　4,376 名

カ　成人歯科保健に関すること

（ア）8020運動の推進

（イ）歯周病検診受診者

年　度	H27	H28	H29	H30	R1
8020達成者表彰	30 名	40 名	42 名	56 名	53 名
歯周疾患検診受診者	35 名	77 名	82 名	87 名	90 名

キ　介護予防に関すること

（ア）元気高齢者への介護予防への普及啓発活動の推進

	H27	H28	H29	H30	R1
オリジナル体操	329 回	418 回	523 回	605 回	696 回
体操教室の実施	122 回	111 回	112 回	106 回	103 回

ク　その他の保健に関すること

（ア）献血推進事業

地区献血推進委員会,高校,企業の協力により献血事業を実施

令和元年度実績 711 名

（イ）休日当番医制事業

休日における救急患者の医療を確保するため,笠岡医師会に委託し事業を実施

住民へは,「広報かさおか」,新聞及び笠岡放送で周知

（ウ）二次救急医療体制整備事業

休日における重症救急患者の医療を確保するため,岡山県二次救急医療体制整備実施要綱に基づいて事業を実施

（3）診療施設の概要

ア　真鍋島診療所

（ア）開設場所　笠岡市真鍋島 4023-1

（イ）開設年月日　昭和 18 年 3 月 1 日（昭和 48 年 7 月 1 日改築）

（ウ）建　　物　木造 2 階建　221.56 ㎡

（エ）診療科目　内科・小児科・外科・整形外科・放射線科

（オ）運　　営　医師 1 名（笠岡市民病院外 2 病院からの医師派遣）看護師 5 名

イ　六島診療所

（ア）開設場所　笠岡市六島 5858-5

（イ）開設年月日　昭和 37 年 8 月 1 日（平成 15 年 4 月 1 日改築移転）

（ウ）建　　物　木造平屋建　39.7 ㎡

（エ）診療科目　内科

（オ）運　　営　笠岡市民病院から医師派遣，看護師 2 名

ウ　北木島診療所

（ア）開設場所　笠岡市北木島町 3802-53

（イ）開設年月日　平成 14 年 9 月 1 日

（ウ）建　　物　93.15 ㎡（旧北木小学校の一部を転用）

（エ）診療科目　内科

（オ）運　　営　医療法人緑十字会を指定管理者として運営を委託

エ　飛島診療所

（ア）開設場所　笠岡市飛島 5920-2

（イ）開設年月日　平成 16 年 7 月 1 日

（ウ）建　　物　43.2 ㎡（旧飛島中学校の一部を転用）

（エ）診療科目　内科・リハビリテーション科

（オ）運　　営　福嶋医院に診療業務を委託

オ　高島診療所

（ア）開設場所　笠岡市高島 5039-1

（イ）開設年月日　平成 18 年 11 月 1 日

（ウ）建　　物　32.28 ㎡（自治会所有の建物を一部賃貸）

（エ）診療科目　内科

（オ）運　　営　笠岡第一病院から医師派遣，看護師 2 名

カ　白石島診療所

（ア）開設場所　笠岡市白石島 570-2

（イ）開設年月日　平成 27 年 8 月 4 日

（ウ）建　　物　木造 2 階建　182.74 ㎡

（エ）診療科目　内科，皮膚科

（オ）運　　営　医師 1 名（笠岡市立市民病院・岡山赤十字病院から医師派遣）　看護師 1 名

非常勤事務員 1 名

6 生活保護制度

○ 笠岡市

(1)生活保護法抜粋

ア 生活保護の目的(法第1条)

生活保護制度は,憲法第25条に規定する理念に基づき,何らかの原因で生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない者に対して,国の責任において健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに,併せてその自立を助長することを目的とする制度である。

イ 無差別平等の原理(法第2条)

国民は誰でも,要件を満たす限り,無差別平等に保護を受けることができる。

ウ 最低生活保障の原理(法第3条)

保障される最低限度の生活は,健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない。

エ 補足性の原理(法第4条)

保護を受けるにあたっては,その世帯のすべての世帯員が,生活をささえるためにいろいろな努力をする必要がある。すなわち,次のとおり。

(ア)稼働能力のある者は働くこと。ただし,乳幼児の養育や病人等の看護のため働けない者を除く。(能力の活用)

(イ)資産のある者は,その資産を売却するとか賃貸しするとかして生活費などにあてること。(資産の活用)

(ウ)扶養義務者の扶養を受けることができる者は,まずその扶養を受けること。(私的扶養の優先)

(エ)他の法律や制度で給付を受けられる場合は,まずその給付を受けること。(他法他施策の優先)

以上のような手段をつくして,なお生活ができない場合にその足りない分について保護を受けることができる。

ただし,生活の困窮状態が急迫しているため,そのような手段を講じている余裕のない時は,とりあえず保護を受けることができる。

オ 申請保護の原則(法第7条)

保護の実施は,急迫した事由による場合を除き,申請に基づいて行われる。

カ 基準及び程度の原則(法第8条)

(ア)保護の基準は,厚生労働大臣が定める。

(イ)保護の基準は,最低生活の需要を満たすに十分なものであって,かつ,これをこえないものでなければならない。

(ウ) 程度の決定は,被保護者についての資産調査に基づき行われる。

キ 必要即応の原則(法第9条)

保護の基準は,要保護者の年齢別,性別,健康状態等の相違に応じ,又保護の種類・程度及び方法は,要保護者の実際の必要に応じ,有効かつ適切に定められなければならない。

ク 世帯単位の原則(法第10条)

保護の要否及び程度の決定は,世帯を単位として行われる。

ただし,世帯単位の取扱が適当でないときは,個人単位で行うことができる。

(2)保護の種類(法第11条～法第18条)

ア 生活扶助 : 衣食など日常生活に必要な扶助。
イ 教育扶助 : 義務教育に必要な教材費・給食費などの扶助。
ウ 住宅扶助 : 地代・家賃や住宅の維持のために必要な扶助。
エ 介護扶助 : 介護のために必要な扶助。
オ 医療扶助 : 病気・けがの入院や治療に必要な扶助。
カ 出産扶助 : 出産のために必要な扶助。
キ 生業扶助 : 事業を始めるとき,技能修得・就職に必要な扶助。
ク 葬祭扶助 : 葬祭のために必要な扶助。

(3)保護施設の種類(法第38条～法第48条)

ア 救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために,独立して日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて,生活扶助を行うことを目的とする施設。

イ 更生施設

身体上又は精神上の理由により,養護及び生活指導を必要とする要保護者を入所させて,生活扶助を行うことを目的とする施設。

ウ 医療保護施設

医療を必要とする要保護者に対して,医療の給付を行うことを目的とする施設。

エ 授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により,就業能力の限られている要保護者に対して,就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて,その自立を助長することを目的とする施設。

オ 宿泊提供施設

住居のない要保護者の世帯に対して,住宅扶助を行うことを目的とする施設。

(4)生活保護世帯等

1 生活保護の世帯・人員及び保護率の推移　　（保護率：%）

年　度	H28 年 3 月末	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31年 3 月末	R2年 3 月末
世　帯	362	361	358	339	315
人　員	456	451	442	406	371
保護率	0.88	0.89	0.88	0.82	0.77

2 生活保護の世帯類型別被保護世帯数の推移　　（)内構成比：%

年　度	H28 年 3 月末	H29 年 3 月末	H30 年 3 月末	H31年 3 月末	R2年 3 月末
高齢者 世　帯	179 (49.4)	187 (51.8)	186 (52.0)	177 (52.2)	182 (57.8)
母　子 世　帯	10 (2.8)	6 (1.7)	7 (2.0)	9 (2.7)	4 (1.3)
傷病,障害者 世　帯	121 (33.4)	121 (33.5)	105 (29.3)	114 (33.6)	92 (29.2)
その他の 世　帯	52 (14.4)	47 (13.0)	60 (16.7)	39 (11.5)	37 (11.7)

生 活 保 護 年 度 別 推 移 状 況

（単位:世帯,人,千円）

区　分	年　度	H27	H28	H29	H30	R1
	保護率	0.86	0.88	0.89	0.84	0.77
生　活 扶助費	世帯数	3,366	3,352	3,532	3,316	2,978
	人　員	4,264	4,164	4,238	3,948	3,520
	支出額	238,065	233,476	225,804	208,184	185,741
住　宅 扶助費	世帯数	2,577	2,539	2,502	2,327	2,106
	人　員	3,214	3,112	2,970	2,760	2,445
	支出額	52,030	50,453	50,052	46,591	42,035
教　育 扶助費	世帯数	88	99	56	83	53
	人　員	148	152	80	118	107
	支出額	1,760	1,983	912	1,197	1,017
医　療 扶助費	世帯数	3,765	3,773	3,730	3,617	3,309
	人　員	4,389	4,292	4,177	4,000	4,082
	支出額	418,688	431,691	361,819	3,92,903	373,824
出　産 扶助費	世帯数	0	0	1	0	0
	人　員	0	0	1	0	0
	支出額	0	0	203	0	0
生　業 扶助費	世帯数	84	75	67	48	48
	人　員	120	99	91	48	48
	支出額	2,253	2,429	1,457	529	958
葬　祭 扶助費	世帯数	5	3	4	6	1
	人　員	5	3	4	6	1
	支出額	996	749	952	828	798
介　護 扶助費	世帯数	659	704	761	800	807
	人　員	683	738	793	827	833
	支出額	9,161	10,381	11,298	12,498	14,225
施　設 事務費	支出額	78,366	80,109	82,908	80,364	74,574
合　計	支出額	801,319	811,271	735,405	743,094	693,172

7 共同募金・日赤

○ 社会福祉協議会

(1)「赤い羽根」共同募金運動の推進

共同募金運動は,「国民たすけあい」の精神を基調とした地域社会の自主的活動について,民間社会福祉事業を推進するための全国的運動であり,地域の民間社会福祉施設及び福祉団体・社会福祉協議会の活動資金に配分することを目的とした募金活動です。10 月 1 日には福祉やボランティア関係団体等に協力をしてもらい,街頭募金を駅前やスーパー前など計4か所で実施しています。

ア 災害義援金

全国の共同募金会で行った災害時の義援金募集に対して,募金箱の設置等により協力しています。

(2)歳末たすけあい運動の推進

「みんなでささえあい,新たな年につなぐあたたかい地域づくり」をスローガンに,支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう,市民によびかけ「歳末たすけあい運動」を展開している。平成 21 年度より「地域に根ざした配分事業」のさらなる推進の為に,地域福祉団体助成事業を実施しています。

《配分内訳》

対象者	H29	H30	R1	R1
要援護世帯	510,000 円	445,000 円	410,000 円	82 世帯
要援護者(障がい者等)	828,000 円	774,000 円	747,000 円	249 人
遺児	699,000 円	702,000 円	621,000 円	207 人
寝たきり老人	36,000 円	33,000 円	24,000 円	8 人
福祉施設入所者	254,000 円	238,000 円	234,000 円	117 人
地域福祉団体助成事業	594,100 円	310,000 円	451,692 円	8 件
民生委員児童委員協議会	200,000 円	200,000 円	200,000 円	
行政協力委員協議会	309,200 円	307,900 円	295,700 円	
災害支援等地域貢献活動	-	480,000 円	0 円	
地域福祉サービス事業費	2,117,279 円	1,869,370 円	2,181,005 円	
事務費	383,575 円	366,849 円	538,648 円	
合計	5,931,154 円	5,726,119 円	5,703,045 円	

《募金額内訳》

	H30	R1
共同募金	8,367,484 円	8,282,676 円
歳末たすけあい募金	5,726,119 円	5,703,045 円

○ 笠岡市

(1)赤十字会員増強運動年次経過

項目＼年度	H27	H28	H29	H30	R1
目標額(円)	7,291,000	7,216,000	7,244,000	7,051,000	6,478,000
実績額(円)	8,463,700	8,329,500	8,148,500	7,936,500	7,850,500
会員数(人)	11,108	10,993	10,878	10,634	10,653
達成率(%)	116.1	115.4	112.5	112.6	121.2

8 老人福祉

○ 社会福祉協議会

(1)地域包括支援センター

平成 18 年 4 月 1 日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で,地域住民の心身の健康維持や生活の安定,保健・福祉・医療の向上,財産管理,虐待防止など様々な課題に対して,地域における総合的なマネジメントを担い,課題解決に向けた取り組みを実践していくことをその主な業務としています。

(ア) 総合相談支援業務・高齢者実態把握事業

①各地区(社協支部単位)に主任介護支援専門員，保健師，社会福祉士等の三職種を配置し，三職種が連携を図り包括的に支援を行った。

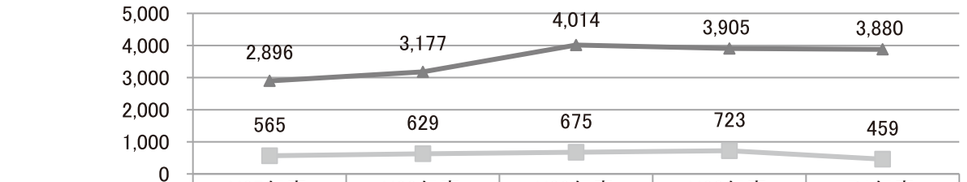

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
相談件数	2,896	3,177	4,014	3,905	3,880
実態把握件数	565	629	675	723	459

②緊急時(夜間・休日)の連絡体制の整備を行った。

③地域との連携強化

各地区民生委員・児童委員協議会へ出席し，民生委員活動と包括・社協活動との情報の集約，共有等の連携強化を図った。

支部長会議，社協支部実務者会議へ出席し，支部活動と包括との情報の集約，共有等の連携強化を図った。

(イ) 権利擁護事業

高齢者の尊厳を保持し，住み慣れた地域で安心した生活が確保できるよう高齢者への虐待防止のための方策及び支援を行うため，笠岡市高齢者虐待防止支援チーム会議を開催し，虐待者及び被虐待者の支援を協議し，虐待防止に努めた。

また，判断能力が低下した方に対して，成年後見制度の活用等相談に応じ，高齢者の権利の擁護を行った。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
高齢者虐待対応件数	29	38	20	32	21
成年後見制度への対応・相談	20	43	19	7	4
日常生活自立支援事業への対応・相談	6	3	3	1	2
老人福祉施設等措置への支援	2	3	0	15	2
介護保険による契約入所等の支援	0	0	0	0	0
消費者被害防止	2	0	0	0	1
その他権利擁護に関する支援	8	3	1	0	0
合　計	67	90	43	55	30

〇高齢者虐待防止支援チームの開催

開催日	会場	新規件数	継続件数
5/8	笠岡市保健センター	2	3
8/7	笠岡市保健センター	2	5
11/20	笠岡市保健センター	0	3
2/19	笠岡市保健センター	1	2

（ウ）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者に携わる関係者を対象に，充実したケア体制を高齢者に提供出来るよう関係機関との調整を行い，心身の状態の変化に合わせて，途切れることのない支援のネットワークづくりを行った。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
ケアマネジャーへの個別相談支援	871	569	831	1,026	1,179

〇個別ケア会議

事業対象者や要支援認定者の自立支援を推進するために，多職種で自立支援に向けたケアプランの検討を行った。

開催日	会　場	検討数
4/22	サンライフ笠岡	事例検討　2 ケース　評価　2 ケース
6/24	サンライフ笠岡	事例検討　2 ケース　評価　2 ケース
8/26	サンライフ笠岡	事例検討　2 ケース　評価　2 ケース
10/28	サンライフ笠岡	事例検討　2 ケース　評価　2 ケース
12/18	サンライフ笠岡	事例検討　1 ケース　評価　2 ケース

研修会の開催

開催日	開催内容	参加者
9/11	■講師　赤磐医師会病院　柚木直子副院長，草谷悦子科長 ■内容　低栄養状態の早期発見のサイン，状態に応じた食事の摂り方や栄養管理の方法について	71 人

（エ）認知症事業

認知症の人の意思が尊重され，できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができることを目的に，普及啓発や関係機関のネットワーク構築等の事業を，総合的に行った。

①認知症ひとり歩き SOS ネットワーク

行方が分からなくなった時に早期発見・早期保護につなげるシステムである「笠岡市認知症ひとり歩き SOS ネットワーク事業」を行った。

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
登録件数	44	66	76	89
協力機関・団体	23	23	23	25
メール配信	ー	1	1	0

②認知症サポーター養成講座

認知症に対する正しい知識を伝え，認知症になった人や家族の気持ちを理解し，地域において助け合えるように地域住民や地域で働く人を対象に養成を行った。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
開催回数	9	19	24	13	11
延人数	513	651	694	275	272

③認知症初期集中支援推進事業（初期集中支援チーム）

認知症高齢者を早期発見し，医療機関とつなぐために高齢者実態把握と合わせ訪問を行った。

（2）敬老会への補助

笠岡市と社会福祉協議会では,高齢者福祉週間を中心に,老人福祉の精神に基づき,各地区の敬老会行事へ補助金として補助を行っています。

	H30		R1	
対象者人数（77 歳以上）	8,257 人		8,360 人	
助成金額	笠岡市	社会福祉協議会 4,128,500 円	笠岡市	社会福祉協議会 4,180,000 円

※　1 人当たり　笠岡市　700 円　・　社会福祉協議会　500 円

（3）笠岡市老人クラブ連合会への助成

高齢者が仲間づくりを進め、活動の活性化を図ることにより活力ある長寿社会の実現を目的に補助と活動支援をおこなった。

H30	R1
840,000 円	840,000 円

(4)高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

市内在住で 60 歳以上の高齢者の生きがい,健康づくりの増進,社会参加の促進を目的に,笠岡ことぶき大学の各種講座や,高齢者スポーツ大会を開催しています。

《ことぶき大学生内訳》　※重複申込みあり

講座名	生徒数(人)		開催回数(回)		開　催　日	講師
	H30	R1	H30	R1		
教養講座	128	128	12	11	毎月 1 回	
書道講座	29	29	11	11	毎月第 1 水曜	楠戸　宇亭
俳句講座	13	13	13	12	毎月第 2 月曜	植田　桂之
短歌講座	12	12	12	12	毎月第 3 金曜	谷本　史子
民謡講座	23	23	24	24	毎月第 2･4 金曜	国政　貴泉
陶芸講座	17	17	11	12	毎月第 4 水曜	水川　創壌
木彫講座	15	15	22	22	毎月第 1･3 水曜	妹尾　さくら子
ゲートボール	27	27	12	12	各地区練習場	山本　圭一
社交ダンス	10	10	24	27	毎月第 1･3 水曜	藤原　美智子
フラダンス	10	10	24	24	毎月第 1･3 金曜	田中　三枝子
手踊り	10	10	28	26	毎月第 2･4 土曜	平井　鈴子
太極拳	22	18	23	22	毎月第 1･3 金曜	小笠原　智子
銭太鼓	10	10	20	21	毎月第 2･4 水曜	内田　寿江美
リフォーム	19	22	24	24	毎月第 2･4 木曜	小山　美津子
川柳	14	13	12	12	毎月第 3 火曜	高木　勇三
15講座合計	359	369	272	272		
延べ人数	3,881	3,585				

(5)高齢者生きがい活動推進通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者や心身の機能低下のおそれのある高齢者を対象に,レクリエーション等の生きがい活動や,運動器の機能向上のための運動を提供し,介護予防や機能維持・健康増進を図るため,自立支援デイサービスを実施しています。

	H30	R1
登録者人数	49 人	42 人
開催回数	118 回	123 回
利用人数(延)	961 人	987 人

催　　日	週 3 回(火・木・金)　1 日 4 時間(10:00～14:00)
会　　場	笠岡市老人福祉センター　大広間
提供サービス	入浴サービス,給食サービス,レクリエーション活動 (脳活性化レク),運動器の機能向上のための運動・評価, 送迎

(6)健康長寿愛らんど事業

夢ウエル丸事業の後継事業として平成26年度から実施する健康長寿愛らんど事業は,専門職を派遣した介護予防事業と社会福祉協議会の交流活動事業の2つの事業を合わせた事業で,島しょ部の高齢者の介護予防や閉じこもり防止,生きがいづくりにつながっています。

地　区		開催回数	参加人数(延べ)
高　島		19 回	294 人
白石島		20 回	657 人
北木島	大浦	19 回	361 人
	豊浦	22 回	297 人
	金風呂	22 回	263 人

地　区	開催回数	参加人数(延べ)
飛　島	22 回	227 人
真鍋島	19 回	318 人
六島	21 回	135 人
合計	164 回	2,552 人

(7)居宅介護支援事業・訪問介護事業の運営

社会福祉協議会では,民間事業の参入が困難な島しょ部への参入を行い,島しょ部在住の介護が必要な方へのケアマネジメントやヘルパー派遣を行っています。

○笠岡市

(1)　介護保険

ア　第 1 号被保険者数(65 歳以上)

年度	H28 3 月末	H29 3 月末	H30 3 月末	H31 3 月末	R2 3 月末
人　数	17,284 人	17,344 人	17,324 人	17,277 人	17,238 人

イ　要介護認定者数

介護度	要支援 1	要支援 2	介護 1	介護 2	介護 3	介護 4	介護 5	合　計	認定率	2 号 認定者
R2 3 月末	466 人	927 人	569 人	576 人	433 人	388 人	270 人	3,629 人	21.05%	45 人
H31 3 月末	433 人	942 人	550 人	606 人	404 人	360 人	273 人	3,568 人	20.65%	49 人
H30 3 月末	385 人	913 人	492 人	608 人	403 人	447 人	299 人	3,547 人	20.47%	51 人
H29 3 月末	346 人	944 人	502 人	589 人	427 人	423 人	313 人	3,544 人	20.14%	51 人
H28 3 月末	337 人	905 人	457 人	611 人	411 人	400 人	349 人	3470 人	19.77%	52 人

※認定率は 2 号認定者数を除く

ウ　介護サービス受給者数

	施　　設			在宅	地域密着	合計
	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	療養型			
R2 3 月末	284 人	397 人	24 人	1,822 人	463 人	2,990 人

H31 3 月末	286 人	409 人	39 人	1,769 人	469 人	2,972 人
H30 3 月末	277 人	424 人	44 人	1,765 人	480 人	2,990 人
H29 3 月末	351 人	416 人	49 人	2,190 人	498 人	3,504 人
H28 3 月末	298 人	391 人	53 人	2,069 人	ー	2,811 人

エ 介護認定審査会

委員定数 36 人以内

年度	H28 3 月末	H29 3 月末	H30 3 月末	H31 3 月末	R2 3 月末
現員数	30 人 (6 人×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人 ×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人 ×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人 ×5 合議体)	31 人 (6 人または 7 人 ×5 合議体)

※ただし審査運営は各合議体 5 人

オ 介護保険料(3 年ごとに見直し)

(ア)1号保険料(65 歳以上)

a 基準標準月額 6,420 円(岡山県平均 6,064 円 全国平均 5,869 円)

b 平成 30 年度から 3 年間の年額保険料

※ただし，第1段階～第3段階は，消費税増税に伴う軽減強化のため，令和2年度の金額

所得段階		介護保険料 (年額)	所得要件
第 1 段階	0.30	23,200 円	生活保護を受給している人と住民税非課税世帯で,老齢福祉年金を受給している人及び住民税非課税世帯で,合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第 2 段階	0.43	33,200 円	住民税非課税世帯で第 1 段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円以下の人
第 3 段階	0.70	54,000 円	住民税非課税世帯で第 2 段階に該当しない人で合計所得金額と課税年金収入額が 120 万円を超える人
第 4 段階	0.90	69,400 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが,本人は住民税非課税の人で,合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円以下の人
第 5 段階	(基準) 1.00	77,100 円	同じ世帯内に住民税課税者がいるが,本人は住民税非課税の人で,合計所得金額と課税年金収入額が 80 万円を越えている人
第 6 段階	1.20	92,500 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 120 万円未満の人
第 7 段階	1.30	100,200 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人
第 8 段階	1.50	115,600 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人

第 9 段階	1.70	131,000 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 300 万円以上 600 万円未満の人
第 10 段階	1.90	146,400 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第 11 段階	2.00	154,100 円	住民税が課税されている人で,合計所得金額が 800 万円以上の人

(イ)保険料の納期

a 特別徴収の納期 4･6･8･10･12 月,翌年 2 月(6 期)

b 普通徴収の納期 7 月～翌年 2 月の毎月(8 期)

(ウ)介護保険料の減免

a 火災など災害等の減免…国で決められた制度

b 生活困窮者に対する特別減免…(平成 14 年 4 月 1 日から実施･笠岡市独自)
保険料第 1 段階者で減免要綱に定めるものについて,2 分の 1 を減額。保険料第 2 段階者または第 3 段階者で減免要綱に定めるものについて第1段階者保険料

カ 笠岡市介護保険の独自制度

(ア)利用料等助成制度

a 利用料(自己負担金)の一部助成制度(平成 12 年度 4 月 1 日実施)
保険料基準第 1 段階者で介護保険料の特別減免者に対し,利用料の 50%助成(ただし,国の経過,支援,軽減措置利用者は除く。)

b 離島地域特別加算額助成制度(平成 12 年 4 月 1 日実施)
離島地域の居宅サービスの特別地域加算利用者負担額を全額助成

(イ)笠岡市のその他の制度及び事業

a 施設入所者高額介護サービス費受領委任払制度(平成 12 年 6 月 1 日実施)
入所者の一時的負担を軽減するため,高額介護サービス費分を事業者が一時的に立て替える制度

b 離島地域における福祉用具貸与航送料等助成制度
離島地域在住の要介護(支援)認定者に対し,福祉用具の貸与に係る航送料及び普通船の運賃等に相当する額を助成する。貸与開始時は全額助成,廃止する場合は 2 分の 1 を助成

c 介護相談員派遣事業(平成 13 年 1 月 26 日実施)
介護サービスの質的向上を目的とする。介護相談員を施設(デイサービス･デイケア含む。)等へ派遣し,利用者の声を聞き,苦情等に対して施設に改善を提言する。

キ 介護保険運営協議会等

(ア)介護保険運営協議会(平成 13 年 8 月設立)

公募市民委員 2 名を含む,委員 10 名

介護保険の運営に関する重要事項を調査検討し,介護保険の円滑な運営を図るとともに,地域密着型サービスの指定審査を行う。(平成 18 年 4 月導入)

(イ)地域包括支援センター運営協議会(平成 18 年 4 月設立)

地域型在宅介護支援センター運営実績を持つ法人の代表を含む,委員 14 名。

地域包括支援センターの設置及び適切な運営,公正・中立性の確保,その他センターの円滑かつ適正な運営を図ります。

ク　笠岡市地域包括支援センター

笠岡市地域包括支援センターは,介護予防支援業務を実施する「指定介護予防支援事業者」としての指定を受けています。その内容については,以下のとおりです。

事業所の名称等

事業所の名称	笠岡市地域包括支援センター
事業所の所在地	笠岡市十一番町１－3（笠岡市保健センター1 階）
設置者	笠岡市
業務実施者	社会福祉法人　笠岡市社会福祉協議会 会　長　　二階堂舜司
設置年月日	平成 18 年 4 月 1 日

事業所の概要

業務日	1 月 4 日から 12 月 28 日までの月曜から金曜 （祝祭日を除く）
業務時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
事業の実施地域	笠岡市全域
職員の体制	センター所長　　1名 保健師または看護師　　2名以上 主任介護支援専門員　　1名以上 社会福祉士または社会福祉主事　　2名以上 介護支援専門員　　10名以上 事務職員　　2名

（2） 老人福祉

R2.4.1

		項目	説明	内容
虚弱高齢者・一人暮らし高齢者対策	在宅福祉サービス	軽度生活支援事業 （自立支援ヘルパー）	要介護認定非該当（自立）の高齢者で,所得税非課税世帯の高齢者に対して自立生活を支援するホームヘルパーを派遣する	利用者 2 名 （令和元年度）
		福祉基金助成事業	高齢化や核家族化の進展に伴う福祉需要の増大多様化に対応するため,平成 3 年 4 月 1 日より設置	別紙一覧表
		福祉電話の設置	一人暮らし老人,重度身体障害者に貸与するもので,緊急連絡手段を確保する。	11 台保有（設置工事費及び毎月の基本料を市が負担）
		緊急通報システム	一人暮らしの高齢者の緊急事態をいち早く察知するための通報装置を設置する。 近隣住民など 3 名の連絡先を登録。	令和元年度 20台 平成30年度 19台 平成29年度　9台
		高齢者給食サービス事業	支援が必要な一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で,かつ所得税非課税世帯の対象者に週 2 食までの配食の補助を行う。	延べ848人に対し6,857 食補助 （令和元年度）
		生きがい活動支援通所事業	家に閉じこもりがちな高齢者でかつ要介護認定の非該当者に対して,生きがい対応サービスを提供する。	週 3 日の開催。老人福祉センターで実施
		高齢者住宅改造助成事業	介護保険制度を利用して住宅改造をされる住民税非課税の方に対して,上乗せして対象工事に補助をする制度。	31件（令和元年度） 21件（平成30年度） 22件（平成29年度）
		日常生活用具の給付	所得税非課税世帯の高齢者に対して,眼鏡・杖・手押し車の購入の補助を行う	眼鏡 4 件,杖 1 件 手押し車 10 件 （令和元年度）
		養護老人ホーム	高齢者のうち,環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方を入所させるサービス。	敬愛園等に 36 人措置 （令和元年度末）
	地域で支える福祉体制	社会福祉協議会	民間の社会福祉法人で,地域福祉活動の中核的役割を担う。	老人福祉センター
		福祉・保健ボランティア活動	市民有志の参加により日常生活上援護を要する方々に対して様々な活動を行う。事務局は社会福祉協議会内に設置。	
		ささえ愛事業	婦人会,愛育委員会,栄養委員会,社協支部,民生委員等が中心になって高齢化社会を地域から支え合うネットワークを形成し,地域福祉向上に貢献する。	いきいきサロン 友愛訪問等
		ふれあい・たすけ愛サービス事業	公的サービスでは対象にならない様々なサービスを有償ボランティアが提供する。	

			実施事業所：認定特定非営利活動法人ハーモニーネット未来	
高齢者生きがい対策	ソフト事業	笠岡市シルバー人材センター	老人の生きがい対策事業の一つとして,60 才以上の高齢者で就労意欲の旺盛な希望者を会員登録し,臨時的かつ短期的な就業機会の増大を図るため開設(平成 2 年 4 月)。	会員 289 人 受注件数4,023件 契約金額 182,756 千円 (令和元年度)
		老人クラブ助成事業	老人クラブが行う活動経費の一部を助成する。	77 クラブ 3,662人 (令和元年度)
		健康づくり推進事業	高齢者スポーツ大会の開催　12 月にゲートボール大会。	
		笠岡ことぶき大学	生涯学習の立場から,高齢者の学習機会の提供ひいては社会参加のきっかけの提供。	
		敬老会事業	敬老会実行委員会に委託し,市内 39 地区で開催されている。	77 才以上の高齢者 8,360 人(令和元年度) 委託料 1,200 円/人 (市 700 円 社協 500 円)
	ハード事業	笠岡市老人福祉センター	高齢者の健康増進,教養向上,レクレーション等の目的のために開設。運営は社会福祉協議会による。	
		ふれあいハウス	デイサービスホーム整備事業として,老人の趣味,生きがいリフレッシュ活動を行う拠点として各地区に年次的に建設している。	平成元年度 大井 平成 2 年度 白石,北川 平成 3 年度 新山 平成 4 年度 横江,追分 平成 5 年度 陶山,竜宮荘 平成 6 年度 尾坂,金風呂 平成 7 年度 大浦,豊浦 平成 8 年度 神島,真鍋島 平成 10 年度 大島
		福祉バス運行事業	身体障害者,高齢者及び福祉事業全般の施策推進のため活用。平成 2 年 5 月から運行開始。	利用件数・人数 平成 30 年 44 件 1,095 人 令和元年 40 件 937 人
		ゲンキかさおか広場	高齢者等の体力増進やリフレッシュの場としての全天候型グラウンド。(愛称：ゲンキドーム)	

認知症高齢者対策	共同生活の家	認知症高齢者グループホーム「炉端の家」	家庭的な環境の中でお互いの残存能力を生かし,共同で普通の生活を昔ながらに営んでいただく。	定員 9 人
	研修事業	認知症介護研修センター	地域住民等に対する認知症高齢者の正しい理解に基づく介護技術の習得等の研修により,在宅介護の推進に寄与することを目的に開設。	令和元年度 研修日数　34 日 利用人数 717 人

老人ホーム措置者調

令和2年4月1日現在

施設名		所在地	定員	笠岡市からの措置数	備考
養護老人ホーム	敬　愛　園	笠　岡　市	60人	26人	養護
	偕　楽　園	井　原　市	50人	2人	〃
	長　楽　荘	倉　敷　市	100人	3人	〃
	多　聞　荘	備　前　市	50人	2人	〃
	友　楽　園	岡　山　市	50人	2人	〃
	光　寿　園	広島県福山市	80人	1人	〃
	合計			36人	

9 障がい者福祉

○ 社会福祉協議会

(1) わかば園の運営

笠岡市在住の 3 歳～18 歳未満までの知的障がい・発達障がいをもつ子どもたちの活動の場を確保し,その家族の就労支援と日常的に介助している家族の一時的な休息を目的としています。平成 24 年 5 月より日中一時支援事業所へと変更しました。

	H30	R1
登録者	32 人	33 人
日中一時延べ利用者	1,541 人	1,233 人

(2) 障害福祉関係の補助・助成

ア　団体への補助

岡山県障がい者スポーツ大会笠岡市選手団

イ　心身障害者扶養共済制度加入保険料助成事業

市内の岡山県心身障害者扶養共済制度に加入している方に対し,その保険料の掛金の一部を助成し,保護者の心の支えを助長するとともに,心身障害者の福祉の向上を図ることを目的としています。

	H30	R1
件　数	8 件	7 件
補助金額	281,587 円	233,568 円

（3） 福祉有償運送事業

当地部を除く市内在住の要支援・要介護認定を受けている,又は身体障がい・知的障がい・精神障がい等をもち著しく移動に制約のある方及びその介助者・付添い人に対する通院・通所等の移動手段の提供を行っています

	登録者		利用者	
	H30	R1	H30	R1
福祉有償運送	20 人	20 人	3 人	3 人

○笠岡市

（1） 身体障がい者福祉

R2.4.1

	項　　目	説　　明	内　　容
1	身体障がい者手帳の交付	障がい程度により 1 級から 6 級に分けて手帳が交付される。	
2	自立支援医療費（更生医療）の給付	身体障がい者手帳の所持者で,人工透析等の特定の障がいについての医療を受けている者に対して,日常生活能力,社会生活能力,または職業能力の回復・向上,もしくは増進をはかるために,費用の 1 割負担のうち自己負担分(障がい者の世帯の所得に応じて区分あり)を越える部分について公費で負担する。	平成 18 年 4 月 1 日より施行
3	身体障がい者(児)補装具の交付(修理・借受け)	身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完するもので,身体に装着(装用)して日常生活に用いる補装具の費用の支給(修理・借受け)をするもの。 なお,適性を示す医師の判定書が必要なものあり,定率 1 割負担,所得制限あり市民税課税状況により上限を設定。ただし,市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。	
4	日常生活用具の給付（貸与）	在宅の重度障がい者が,日常生活を営むことを容易にするため一般に普及していない用具(「ストマ」,「特殊寝台」等)を給付(貸与)して福祉の向上を図る制度。定率 1 割負担,所得制限あり市民税課税状況により上限を設定。ただし,市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料。	
5	岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	重度の障がい者の医療費の自己負担分（原則 1 割,障がい者の世帯の所得に応じて区分あり）を超える部分について公費で負担する。対象は身障手帳 1・2 級,療育手帳A,身障手帳 3 級かつ療育手帳B(中度)を所持している方。 ただし,所得制限・年齢制限がある。	

6	岡山県心身障がい者扶養共済制度	1 級から 3 級の障がい者を保護している者の万一の場合を考えての保険制度で,一定の掛け金を納めて年金を受け取る制度。	
7	年金,手当等	障がい基礎年金　1 級　975,125 円／年額 〃　2 級　780,100 円／年額 特別障がい者手当　27,200 円／月額 障がい児福祉手当　14,790 円／月額 特別児童扶養手当　1 級　52,200 円／月額 2 級　34,770 円／月額 児童福祉年金　重度　27,600 円／年額 中度　24,000 円／年額	
8	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に,奨励金を 1 日 200 円支給する。	
9	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出,余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
10	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児（者）を預かり,見守り,社会に適応する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業
11	意思疎通支援事業	聴覚,言語機能,音声機能その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等,その他の日常生活を営むのに支障がある障がい者等に手話通訳及び要約筆記の派遣等を行う。	笠岡市地域生活支援事業
12	地域活動支援センター（Ⅱ型）	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ,創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に雇用・就労が困難な在宅障がい者に,機能訓練,社会適応訓練,入浴等のサービスを実施するもの。	笠岡市地域生活支援事業
13	その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

（2） 知的障がい者福祉

R2.4.1

	項　　目	説　　明	内　　容
1	知的障がい者療育手帳の交付	判定A＝IQ35 以下の者及びIQ50 以下の者で身体障がい者 1 級から 3 級との重複者 判定B＝IQ75 以下 【判定機関】 知的障がい者（18 才以上）：知的障害者更生相談所 知的障がい児（18 才未満）：倉敷児童相談所	
2	知的障がい児療育相談	知的障がいの幼児,児童,生徒の療育手帳にかかる相談及び生活や就学等の相談を行う。	倉敷児童相談所 井笠相談室で実施
3	岡山県心身障がい者医療費公費負担制度	重度の障がい者の医療費の自己負担分（原則 1 割,障がい者の世帯の所得に応じて区分あり）を超える部分について公費で負担する。対象は身障手帳 1・2 級,療育手帳A,身障手帳 3 級かつ療育手帳 B(中度)を所持している方。 ただし,所得制限・年齢制限がある。	
4	岡山県心身障がい者扶養共済制度	知的障がい者（児）を保護している者の万一の場合を考えての保険制度で,一定の掛け金を納めて年金を受け取る制度。	
5	年金,手当等	障がい基礎年金　1 級　975,125 円／年額 〃　2 級　780,100 円／年額 特別障がい者手当　27,200 円／月額 障がい児福祉手当　14,790 円／月額 特別児童扶養手当　1 級　52,200 円／月額 2 級　34,770 円／月額 児童福祉年金　重度　27,600 円／年額 （療育手帳所持児童）中度　24,000 円／年額	
6	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に,奨励金を 1 日 200 円支給する。	
7	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出,余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
8	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児（者）を預かり,見守り,社会に適応する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業
9	地域活動支援センター（Ⅲ型）	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ,創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行う。	笠岡市地域生活支援事業
10	その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

（3） 精神障がい者福祉

R2.4.1

	項　　目	説　　明	内　　容
1	精神障がい者保健福祉手帳の交付	障がい程度により 1 級から 3 級に分けて手帳が交付される。	
2	自立支援医療費(精神通院)制度	精神障がいの適正な医療の普及を目的とし,通院に係る医療費が 1 割負担となる制度。 （所得の低い方や重度かつ継続治療の方には自己負担上限額あり）	
3	障がい者等就労奨励補助金	就労継続支援(非雇用型)又は地域活動支援センターにおいて生産活動を行った者に,奨励金を 1 日 200 円支給する。	
4	岡山県心身障がい者扶養共済制度	身体障がい 1 級から 3 級又は知的障がいと同程度と認められる障がい者を保護している者の万一の場合を考えての保険制度で,一定の掛け金を納めて,年金を受け取る制度。	
5	年金,手当等	障がい基礎年金　1 級　975,125 円／年額 〃　2 級　780,100 円／年額 特別障がい者手当　27,200 円／月額 障がい児福祉手当　14,790 円／月額 特別児童扶養手当　1 級　52,200 円／月額 2 級　34,770 円／月額	
6	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者（児）の社会生活上必要不可欠な外出,余暇活動等の社会参加のための外出に伴う移動の支援を行う。	笠岡市地域生活支援事業
7	日中一時支援事業	デイサービス施設や短期入所施設等の空いたスペースを利用して障がい児（者）を預かり,見守り,社会に適応する簡易な訓練を行う。	笠岡市地域生活支援事業
8	地域活動支援センター（Ⅰ型）	障がい者及び障がい児を地域活動支援センターに通わせ,創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を行うと共に精神保健福祉士等の専門職員を配置し,医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整,地域住民ボランティア育成,障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するもの。	笠岡市地域生活支援事業
9	その他障がい者福祉対策	別表一覧表	

(4)障害福祉サービス

※市内に事業所のあるサービスのみ抜粋

ア　訪問系サービス

居宅介護(ホームヘルプ)	自宅で,入浴,排せつ,食事の介護等を行う。
重度訪問介護	常に介護を必要とする人に対して,居宅で,入浴,排せつ,食事等の介護を総合的に行う。
同行援護	視覚障害の人に対して,外出時に同行して支援を行う。

イ　日中活動系サービス

短期入所	障がい者支援施設に短期間入所し,入浴,排せつ,食事の介護等のサービスを利用する。
生活介護	昼間,介護が必要な人に対して,施設等において食事,入浴,排せつの介護や創作活動を提供する。
就労移行支援	一般企業等への雇用が見込まれる人に対して,就労に必要な能力を修得するための訓練を行うサービス。
就労継続支援A型	一般企業等での就労が困難な人に対して,雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難であり,年齢や体力面で就労が困難な人に対して,生産活動の場を提供する。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て,一般就労へ移行した人に対して,就労に伴う課題の解決に向けて必要な支援を行う。

ウ　居住系サービス

施設入所支援	施設に入所する人に対して,夜間や休日に入浴,排せつ,食事の介護等を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場で,日常生活上の援助を必要とする人に対して,相談や援助を行う。

エ　相談支援

計画相談支援(特定)	障害福祉サービス等を利用する人に対して,サービスの支給決定のため利用計画案を作成し,サービス事業所等との連絡調整を行う。

(5)障害児通所支援等

※市内に事業所のあるサービスのみ抜粋

児童発達支援	日常生活における基本的動作の指導,集団生活への適応のための訓練を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し,障害のある児童に対して,集団生活への対応のための支援を行う。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある児童に対し,生活能力の向上のための訓練を行う。
計画相談支援(障がい児)	障害児通所支援等を利用する児童に対して,サービスの支給決定のため利用計画案を作成し,通所開始後の支援を行う。

障　が　い　者　手　帳　所　持　者　数

1　笠岡市の身体障がい者(児)手帳所持者数　　R2.4.1 現在(単位:人)

区　　分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障がい	53	39	14	14	18	7	145
聴覚・平衡機能障がい	20	31	29	33	3	88	204
音声・言語・そしゃく機能障がい	0	1	11	8	0	0	20
肢体不自由障がい	178	169	149	314	115	65	990
内部障がい	437	6	57	149	0	0	649
合　　計	688	246	260	518	136	160	2,008

2　笠岡市の知的障がい者(児)療育手帳所持者数　　R2.4.1 現在(単位:人)

区　　分	療育手帳A	療育手帳B	合　　計
18 才未満	28	57	85
18 才以上	123	266	389
合　　計	151	323	474

3　笠岡市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数　　R2.4.1 現在(単位:人)

1　級	2　級	3　級	合　　計
38	258	71	367

身 体 障 が い 福 祉 制 度 一 覧 表

（※は知的障がい者　◎は精神障がい者にも該当）

1　公共料金の割引

R2.4.1

制　度	内　容	窓　口
※ JR運賃	1 種の方は付添者と共に利用する場合半額(本人のみの場合は片道 101km 以上半額) 2 種の方は本人のみ(片道 101Km 以上に限る)半額	JRの各駅
※ ◎ 民間バス運賃	市外(岡山県内)では,乗車時に身体障がい,療育,精神保健福祉手帳の呈示により,運賃半額	バス会社
	井笠バスカンパニーの路線バスで市内分は無料。 乗車時に身体障がい,療育,精神保健福祉手帳とバス無料券を呈示	福祉事務所
※ ◎ 民間船運賃	島しょ部に住所のある方に市内定期旅客船利用の無料券年 48 枚(月 3 回以上の継続した通院が必要な場合は年 96 枚,就労訓練を目的とした通所者には必要とする枚数)を交付	〃
※ タクシー料金	料金 1 割引(手帳呈示による)	市内タクシー
	基本料金無料券年 48 枚を交付(身障 1･2 級又は療育手帳所持者で所得税非課税世帯）※ただし,透析患者は除く	福祉事務所
※ はりきゅうマッサージ施術費助成	助成券年 24 枚を交付(身障 1～3 級又は療育手帳所持者で所得税非課税者）※市内の指定の施術所のみ	〃
※ ◎ 航空運賃	1 種は本人付添者共割引　2 種は本人のみ割引 （療育手帳は航空割引の証明印が必要）	航空会社
※ 有料道路通行料金	通常料金の半額 (1 種は本人又は介護者の運転,2 種は本人の運転のみ) (療育 A は介護者の運転のみ)	福祉事務所
ファックス維持費	聴覚,音声又は言語障がい 3 級以上の者が契約者の時,月額基本料金を助成する	〃
※ ◎ 放送受信料減免	全額免除: 本人の属する世帯全員が市町村民税非課税世帯 半額免除: 身障 1･2 級,療育A,精神 1 級で本人が世帯主の場合又は視覚･聴覚障がいで本人が世帯主の場合	NHK 福祉事務所
※ ◎ NTT無料番号案内	視覚 1～6 級,肢体不自由(上肢,体幹, 乳幼児期以前の脳病変による運動機能障がい)1～2 級,療育,精神手帳所持者 (事前登録必要)	NTT
点字郵便無料扱い	点字のみを掲げたものを内容とする郵便物（ただし,3kg 以内のもので一部を開封）	郵便局
※ 青い鳥郵便葉書無償配布	身障 1･2 級又は療育Aの手帳所持者 申請期間　毎年 4/1～5/31	〃
透析患者交通費助成	透析のため通院している人に対し月額 2,500 円の交通費助成を行う(所得税非課税者)	福祉事務所

2　用具の給付

補装具の交付 (修理･借受け)	身体上の障がいを補うための補装具の費用の支給(修理･借受け)を行なう。更生相談所の判定を要す場合あり (定率 1 割負担,所得制限及び市民税額により上限あり) 介護保険優先の補装具もある。	福祉事務所
日常生活用具給付	在宅の重度障がい者に対し,ストマや特殊寝台等の日常生活用具を給付する。 （定率 1 割負担,所得制限及び市民税額により上限あり） 介護保険優先の日常生活用具もある。	〃

3　医療･年金･税金

自立支援医療 （更生医療）	身障手帳の所持者で,人工透析等特定の障がいについて医療を受ける者に自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	福祉事務所
自立支援医療 （育成医療）	厚生労働省令で定める身体障がいのある障がい児の健全な育成を図り,生活能力を得るための必要な医療を受ける者に,自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	〃
制　度	内　容	窓　口
◎ 自立支援医療 （精神通院医療）	精神障がいのため,通院医療が必要と診断,認定を受けた者に自己負担金の上限を越える分を公費で負担する	福祉事務所
岡山県心身障がい ※者医療費公費負担制度	心身障がい者に適用(所得制限及び年齢制限あり) 身障 1･2 級,又は療育A,又は身障 3 級かつ療育B(中度)の所持者	市民課
※ ◎ 障がい児福祉手当	在宅障がい児で常時介護を必要とする者(所得制限あり)	福祉事務所
※ 特別障がい者手当	在宅で重度の障がいが重複し,常時介護を必要とする者(所得制限あり)	〃
※ ◎ 特別児童扶養手当	20 歳未満の障がい児(身障 1～3 級,4 級の一部と同程度)を扶養する者に手当を支給（所得制限あり）	〃
※ 笠岡市児童福祉年金	20 歳未満で身障 3 級以上及び療育 B(中度)以上の障がい児童を監護するものに支給 （障がい児福祉手当と併給できません）	〃
※ ◎ 障がい基礎年金	重度心身障がい者の方は,該当になる場合があります	市民課 倉敷西年金事務所
※ 障がい厚生年金	重度心身障がい者の方は,該当になる場合があります	倉敷西年金事務所
※ ◎ 税の控除	所得税における所得控除 (障がい者控除 27 万円,特別障がい者控除　40 万円) (特別障がい者控除とは,身障 1･2 級,療育A,精神 1 級の手帳所持者)	笠岡税務署
	市民税における所得控除 （障がい者控除　26 万円,特別障がい者控除　30 万円） (特別障がい者控除とは,身障 1･2 級,療育A,精神 1 級の手帳所持者)	税務課
※ ◎ 税の減免	自動車取得税,自動車税(普通自動車が対象)の減免	岡山県自動車税事務所
	軽自動車税の減免	税務課
※ ◎ 利子課税の減免	銀行預金,国債など各 350 万円まで非課税	金融機関

4　その他の制度		
自動車改造費助成	障がい者が使用するため購入した車の操向装置及び駆動装置に改造を要するとき,その改造費を 10 万円まで助成	福祉事務所
※ 駐車禁止除外 ◎ 指定車の申請	心身障がい者等の本人に標章を交付 （障害・等級等に条件あり）	警察署
※ 生活福祉資金貸 ◎ 付	生業費,支度費,技能修得費,通勤自動車購入費等を貸付ける	福祉協議会
※ ◎ 公　営　住　宅	同一団地・区分において,募集戸数が 5 戸以上の場合,5 戸につき 1 戸が優先入居の対象となる (障がい等級に条件あり)	都市計画課
	入居世帯に身体障がい者等の手帳所持者がいた場合に,等級等により家賃の減額あり（市県民税非課税世帯）	〃
※ 障がい者扶養共 ◎ 済	掛金により,障がい者(1 級～3 級と同程度)の扶養者が万一の場合,残された障がい者に年金を支給	福祉事務所
※ 障がい者スポーツ ◎ 大会	毎年春に障がい者の方が参加して岡山県大会が実施される	〃
※ ほっとパーキング ◎ おかやま	歩行が困難な方に対象駐車場の優先駐車利用証を発行 （障がいの程度に制限あり）	〃
※ ◎ 介護慰労金	18 歳以上の重度の障がいがある方を,同居で介護されている方に対して支給	〃

10　災害見舞,資金貸付,法外援護

○　社会福祉協議会

（1）緊急援護資金貸付金（※1 件　5 万円以内）

低所得世帯を対象に,生活再建のための生活費の一部を上限 5 万円まで貸付しています。

（2）生活福祉資金貸付（県社協業務）

低所得・障害者・高齢者世帯で,生活を再建するための資金の貸付申請のための相談窓口を開催しています。

（3）災害見舞金の給付

災害により被災した市民に対し,災害見舞金等を給付して被災者を激励します。

	H30	R1
件　数	6 件	185 件
金　額	65,000 円	945,000 円

（4）入学支度資金貸付事業

市内に居住する者で,大学進学（修業年限 4 年以上）に際し入学資金が不足すると認められる者に対し,入学支度資金の貸付を行い,将来社会に貢献し得る有能な人材を育成することを目的としています。（貸付限度額　50 万円）

○　笠岡市

（1）災害見舞,資金貸付,法外援護

ア　災害援護

災害見舞　火災,水害等による被災害に対し,次のとおり見舞いを行う。

災害の程度	市		日　赤	
	品　目	家族数	品　目	数量
全焼 全壊 全流失	見舞金　30,000円,準世帯　10,000円	限定なし	毛布 緊急セット バスタオル	1名につき1枚 1世帯(4名)につき1セット 1名につき1枚
半焼 半壊	見舞金　20,000円,準世帯　10,000円			
床上浸水	見舞金　10,000円,準世帯　10,000円			
死亡	弔慰金　50,000円	1名	弔慰金	20,000円
負傷	見舞金　15,000円	1名		

令和元年度災害見舞状況　笠岡市災害見舞金等給付規則(第4条)

市からの見舞金　1件　30,000円

イ　災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給等に関する法律の適用をうけた被害者に次のような弔慰金の支給及び援護資金の貸付を行う。

区　　分	金　　額	笠岡市災害弔慰金の支給等に関する条例
災害弔慰金	500万円(又は250万円)	(第5条)
災害援護資金	150万円～350万円	(第13条)

ウ　法外援護

(ア)無銭旅行者援護…失職等による帰郷,求職による無銭旅行者に移送援助を行う。
鴨方駅(山陽本線上り),福山駅(山陽本線下り)までの,普通回数券を支給する。

(1) 行旅病人援護…一時的な行旅病人の保護をおこない,身元の照合等を行い,必要に応じ生活保護を実施する。

(ウ)行旅死亡人処置…身元不明の死亡人の処置を行う。

戦没者遺族等、戦傷病者に対する援護体系

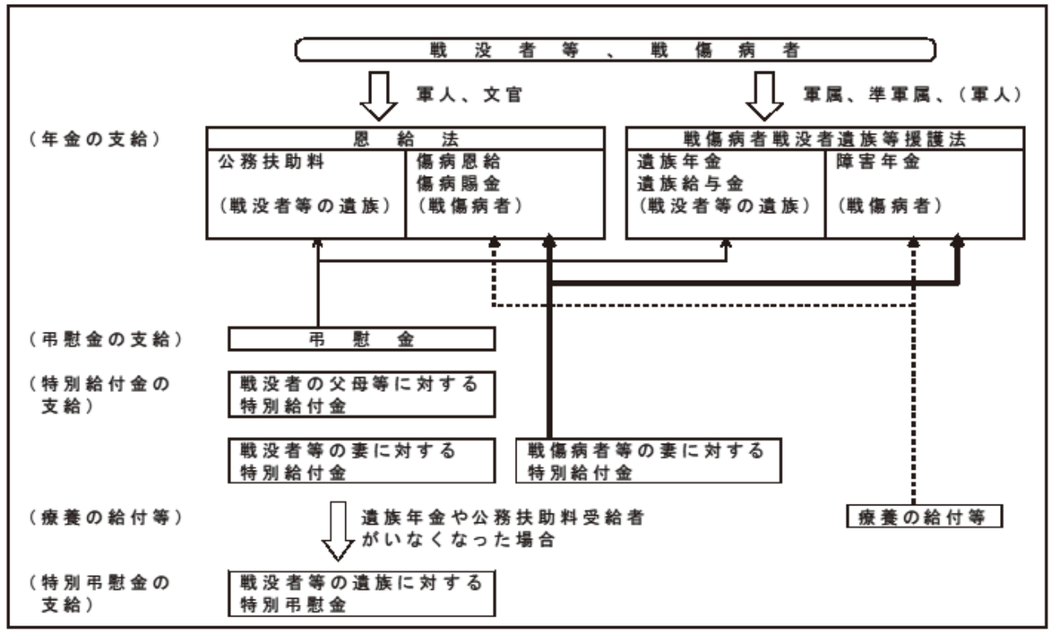

★JR乗車券類引換証の交付

戦傷病者(介護者)に，障がいの程度に応じて，JR乗車券・急行券・特急券が無料になる引換券を交付

11　その他

○　社会福祉協議会

(1)かさおか権利擁護センター

認知症,知的障がい又は精神障がい等の理由により,判断能力が低下している方に対して成年後見制度等の権利擁護制度を活用し,本人の権利が侵害されないように次の支援を行うため,平成23年4月に開設し笠岡市及び里庄町の方を対象に事業を実施しています。

ア　権利擁護に関する制度の利用に関する相談

相談件数(延べ件数)

	相談件数	内　訳	
		笠岡市	里庄町
H30 年度	356 件	346 件	10 件
R1 年度	215 件	213 件	2 件

イ　法定後見制度の申立て支援事業

支援件数(実件数)

	H30 年度		R1 年度	
法定後見申立て支援	13 件		11 件	
笠岡市長申立て	9 件	9 件	7 件	7 件
里庄町長申立て	0 件		0 件	
親族による申立て	4 件		4 件	

ウ　法人後見事業(法人として成年後見人等を受任)

法人後見受任件数(R2.3.31 現在)

受任件数	内訳			新規受任件数	終結件数
	後見類型	保佐類型	補助類型		
27 件	19 件	8 件	0 件	3 件	2 件

エ　市民後見推進事業

市民後見人養成課程受講者数

笠岡市第 6 期・里庄町第 5 期 (養成期間:R1～2 年度)	2 人
笠岡市第 5 期・里庄町第 4 期 (養成期間:H29～30 年度)	6 人

市民後見人バンク登録者数

笠岡市	15 人
里庄町	4 人
合計	19 人

オ　日常生活自立支援事業（※笠岡市のみ対象）

市内在住で,認知症や障がいなどの理由によって判断能力に不安を感じている方を対象に,本人との契約に基づいて福祉サービスの手続きや,お金の出し入れ,書類等の預かりの手伝いを行っています。

福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス	利用料は1時間まで 1,100 円。 1時間を超える場合は,30 分ごとに 550 円加算。生活支援員がお手伝いするときにかかる交通費（駐車場代含む）,実費が必要。
書類等の預かりサービス	5,000 円／年

実利用者数（R2.3.31 現在）

	H30 年度	R1 年度
認知症高齢者	12 人	5 人
知的障がい者	10 人	11 人
精神障がい者	7 人	9 人
その他	1 人	1 人
合　計	30 人	26 人

（2）老人福祉センター

高齢者・障がい者などが,レクリエーション活動や地域福祉活動の拠点として気軽に利用できる施設として運営を行なっています。

ア　多様な相談に対応するための,相談・ミーティングルームの設置

イ　入浴施設,トレーニングルームの設置

利用人数

利用人数		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
老人福祉センター	貸館	9,851	9,046	11,335	11,598	9,240
	入浴	5,963	6,464	6,999	7,380	7,925
ゲンキかさおか広場		6,787	5,557	5,534	5,138	4,575
合　計		22,601	21,067	23,868	24,116	21,740

休館日　第3日曜日の翌日を除く月曜日,第 3 日曜日,祝日（敬老の日は除く）,年末年始

連絡先　笠岡市老人福祉センター（笠岡市社会福祉協議会）

笠岡市十一番町15　　電話　62-4353

（3）保健センター

指定管理者として,笠岡市より業務受託し管理運営業務を行っています。

		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
大研修室（ｷﾞｬﾗｸｼｰﾎｰﾙ）	件数	136	175	187	183	183
	人数	15,097	17,823	19,587	20,057	18,400
研　修　室	件数	211	256	280	267	263
	人数	7,479	8,422	9,374	9,901	9,653
合　　計	件数	347	431	467	450	446
	人数	22,576	26,245	28,961	29,958	28,053

休館日　毎週木曜日,年末年始（12月29日～1月3日）

連絡先　笠岡市保健センター（笠岡市地域包括支援センター）

笠岡市十一番町1－3　電話　62-5701

○ 笠岡市

(1)笠岡市福祉基金助成事業一覧

R2.4.1

助成事業の種類		助　成　対　象　事　業	助成対象経費	助　成　額
1	身体障がい者・知的障がい者等交通費助成事業			
	(1)タクシー料金助成事業	所得税非課税世帯の者で,身体障がい者手帳(1・2 級)及び療育手帳を所持している者に対し,タクシーの基本料金無料券を交付する。ただし内部障がい者(透析患者)は除く。	一乗車につき中型タクシー利用料金	中型タクシー1回の基本料金の乗車券を年 48 枚以内
	(2)心身障がい者(児)定期路線バス交通費助成事業	市内に住所を有する心身障がい者等に対し,市内の路線バスを無料で利用できる乗車券を交付する。	委託料	委託料 年間 3,800,000 円
	(3)心身障がい者(児)定期旅客船交通費助成事業	島しょ部に住所を有する心身障がい者等に対し,高速船を除く市内定期旅客船の無料乗船券を交付する。	一乗船につき普通旅客船運賃	普通旅客船運賃(重度心身障がい者(児)が車両での通院が必要と確認された場合で,かつ市内定期貨客船を利用する場合は,付添い人の運賃及び車両航送料を含む。)の乗船券を年 48 枚以内とする。ただし,次の各号に掲げる者については,各号に掲げる枚数 ア　医師の診断書等により,月に 3 回以上の通院が必要と確認された者は年 96 枚以内 イ　事業所の証明書等により,就労訓練を目的として,就労移行支援事業,就労継続支援事業(B型)及び地域活動支援センター事業(Ⅰ型又はⅢ型)を行う事業所への通所が確認された者は,通所に要する枚数を別に加える
2	寝たきりの身体障がい者介護助成事業	本市に 1 年以上住所を有する在宅者かつ寝たきりの心身障がい者のうち,障がい支援区分が 5 以上と認定された者で,介護保険法の施策の対象とならない者の介護を,当該年度に引き続き 6 箇月以上行っている同居の所得税非課税世帯に対して支給する。		一人年額 50,000 円

助成事業の種類		助　成　対　象　事　業	助成対象経費	助　成　額
3	聴覚障がい者用ファックス維持費助成事業	聴覚,音声又は言語機能障がい 3 級以上の者であって，コミュニケーション,緊急連絡等の手段として通信用ファックスを設置している者に対して,その基本料金を助成する。	ファックス基本料	月額基本料金以内
4	ボランティアグループの育成及び活動費助成事業	障がい者(児),老人,母子(父子)家庭,養護施設入所者(児)の自立と社会参加を促進するボランティアグループ(5 人以上)の育成及び継続して行う福祉ボランティア活動の実施に要する経費の一部を助成する。	資材,交通費,ボランティア保険料等	年 100,000 円以内
5	福祉電話維持費助成事業	電話等の連絡設備のない市民税非課税世帯で,1 人暮らしの 65 歳以上の者,又は 65 歳以上で寝たきりの配偶者とのみ生計を共にしている者,又は重度の身体障がい者(1・2 級)に対して,福祉電話の費用の一部を助成する。	電話設置費及び使用料	設置等工事費及び月額基本料金以内
6	はり,きゅう,マッサージ施術費助成事業	市内に住所を有する者で身体障がい手帳(1～3 級)又は療育手帳を所持する者(所得税非課税者),及び 65 歳以上の者(所得税非課税世帯)が,あん摩マッサージ指圧師,はり師,きゅう師等に関する法律第 2 条第 1 項に規定する免許を有する市内の施術所で利用できる助成券を交付する。	施術費	施術利用助成券(1,100 円)を年 24 枚以内
7	重度心身障がい者成人祝金助成事業	市内に住所を有する者で身体障がい者手帳(1～2 級)及び療育手帳(A)を所持している者 が 20 歳を迎えた時に支給する。	祝金	1 人 30,000 円
8	原子爆弾被爆者見舞金助成事業	本市に 1 年以上住所を有する者で,被爆者健康手帳所持者に対して支給する。	見舞金	1 人 年間 10,000 円
9	透析患者交通費助成事業	本市に住所を有する者で,障がい者手帳を所持し,透析のため通院している者に対して交通費を助成する。(所得税非課税者)	助成金	月額 2,500 円
10	島しょ部高齢者通院交通費助成	島しょ部に住所を有する高齢者(70 歳以上所得税非課税世帯)が月 1 回以上継続して通院のため市内定期旅客船(高速船を除く)を利用の際,その復路運賃の無料乗船券を交付する。	一乗船につき普通旅客船運賃(復路のみ。券の利用時には医療機関の証明が必要。)	普通旅客船運賃の乗船券を年 24 枚

資　料

2019年度　笠岡市社会福祉協議会活動集計表

寄付金

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
寄付金	件数	4件	6件	3件	3件	4件	4件	7件	5件	3件	7件	5件	4件	55件
	金額	70,000円	53,350円	45,000円	70,000円	136,000円	90,000円	71,000円	131,000円	210,000円	170,000円	100,000円	95,000円	1,241,350円

寄付金　実績　1,241,350円　目標　2,500,000円　49.7%

会費

事業名		実績	目標額	目標達成率
社協会費	普通会費	6,703,500円	7,000,000円	95.8%
	賛助会費	636,000円	600,000円	106.0%
	特別会費	620,000円	600,000円	103.3%
	合計	7,959,500円	8,200,000円	97.1%

指定管理業務

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
老人福祉センター・元気ドーム	利用件数	751件	700件	724件	756件	703件	711件	781件	835件	803件	784件	796件	737件	9,081件
	利用者数	1,780人	1,836人	1,874人	1,830人	1,801人	1,718人	2,055人	2,460人	1,634人	1,716人	1,675人	1,361人	21,740人
保健センター	利用件数	24件	46件	34件	47件	42件	43件	45件	37件	39件	34件	42件	13件	446件
	利用者数	1,913人	2,780人	1,878人	1,893人	1,977人	3,375人	3,329人	3,737人	2,856人	1,395人	2,597人	323人	28,053人
サンライフ	利用件数	127件	144件	153件	171件	133件	144件	152件	166件	127件	132件	158件	95件	1,702件
	利用者数	1,720人	1,756人	2,017人	2,412人	1,622人	1,709人	1,811人	2,429人	1,631人	1,613人	2,133人	1,015人	21,868人

地域支援係

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
笠岡社協指定居宅介護支援事業所	審査決定件数	48人	50人	53人	49人	48人	52人	50人	52人	53人	51人	52人	51人	609人
	審査決定額	542,790円	564,150円	601,440円	550,320円	549,090円	600,660円	573,150円	590,360円	604,130円	579,830円	584,400円	582,990円	6,923,310円
	介護予防受託件数	76件	76件	80件	78件	77件	78件	77件	77件	77件	80件	79件	71件	926件
	受託金額	294,750円	298,640円	329,200円	309,420円	299,530円	318,420円	305,530円	306,300円	303,300円	324,000円	308,100円	284,700円	3,681,890円
かさおか社協ヘルパーステーション	要介護利用者	13人	14人	15人	15人	15人	15人	14人	15人	15人	15人	16人	14人	176人
	介護予防利用者	28人	30人	29人	28人	26人	27人	28人	27人	28人	30人	30人	29人	340人
	審査決定件数	41件	44件	44件	43件	41件	42件	42件	42件	43件	45件	46件	43件	516件
	審査決定額	594,712円	649,927円	604,396円	599,280円	589,212円	550,954円	568,319円	600,593円	592,347円	621,441円	617,198円	580,709円	7,169,088円
	自立支援利用数	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	支給決定額	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円
	障害者	16人	16人	17人	17人	16人	15人	15人	17人	16人	18人	14人	15人	192人
	審査決定件数	16件	16件	17件	17件	16件	15件	15件	17件	16件	18件	14件	15件	192件
	審査決定額	248,856円	209,000円	256,980円	260,300円	223,938円	208,906円	244,149円	331,266円	248,499円	254,041円	214,716円	248,041円	2,948,692円
福祉有償運送	実利用者数	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	20人	240人
	延利用者	1人	4人	2人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	7人

地域包括支援センター

事業名			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合相談支援事業	相談件数	相談件数	261件	322件	281件	387件	293件	290件	366件	305件	340件	374件	271件	390件	3,880件
		来所	30件	67件	29件	33件	49件	32件	31件	23件	18件	47件	44件	24件	427件
		電話	125件	150件	147件	190件	141件	123件	171件	146件	173件	185件	117件	194件	1,862件
		訪問	95件	88件	78件	139件	84件	75件	107件	113件	104件	125件	94件	126件	1,228件
		その他	11件	17件	27件	25件	19件	60件	57件	23件	45件	17件	16件	46件	363件
	相談内容	相談内容（重複有）	349件	383件	366件	492件	359件	365件	463件	426件	436件	483件	342件	488件	4,952件
		介護相談	179件	206件	195件	252件	193件	211件	261件	203件	209件	301件	194件	244件	2,648件
		福祉相談	26件	28件	32件	59件	32件	23件	29件	46件	56件	45件	42件	58件	476件
		介護予防	1件	1件	0件	0件	1件	3件	0件	1件	0件	0件	0件	4件	11件
		認知症	22件	24件	34件	57件	22件	28件	40件	44件	35件	34件	34件	42件	416件
		健康医療	85件	72件	63件	60件	58件	47件	75件	76件	84件	53件	34件	70件	777件
		虐待・権利擁護	2件	7件	2件	17件	9件	11件	23件	15件	10件	6件	16件	21件	139件
		その他	33件	39件	34件	41件	43件	38件	35件	40件	39件	35件	22件	46件	445件
		高齢者以外の相談	1件	6件	6件	6件	1件	4件	0件	1件	3件	9件	0件	3件	40件
	実態把握訪問回数		28件	31件	23件	24件	29件	81件	65件	35件	32件	63件	27件	21件	459件
権利擁護事業	対応内容	成年後見制度	0件	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件
		日常生活自立支援事業	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件
		老人福祉施設措置	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件
		高齢者への虐待対応	0件	1件	1件	3件	1件	0件	0件	1件	1件	0件	3件	1件	12件
		介護保険による入所等	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
		消費者被害防止	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件
		その他	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件
包括的・継続的マネジメント		ケアマネへ個別相談支援	96件	100件	80件	148件	83件	81件	115件	84件	107件	113件	95件	77件	1,179件
		ケアプランチェック	50回	57回	32回	54回	39回	44回	75回	50回	41回	32回	20回	41回	535回
介護予防支援費		審査決定件数	620件	631件	626件	632件	640件	644件	624件	625件	619件	621件	617件	610件	7,509件
		審査決定額	2,711,000円	2,764,300円	2,727,800円	2,780,600円	2,815,000円	2,820,200円	2,719,200円	2,750,730円	2,718,890円	2,739,510円	2,710,270円	2,647,100円	32,904,600円
介護予防ケアマネジメント費		審査決定件数	436件	442件	426件	430件	417件	416件	413件	418件	416件	428件	426件	424件	5,092件
		審査決定額	1,937,800円	1,933,600円	1,858,800円	1,915,000円	1,829,100円	1,839,800円	1,811,900円	1,840,510円	1,855,960円	1,898,680円	1,878,060円	1,860,440円	22,459,650円

地域福祉係

事業名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
貸出	車いす	24件	17件	4件	11件	10件	15件	15件	21件	13件	6件	8件	9件	153件
	チャイルドシート	6件	4件	2件	6件	10件	9件	4件	2件	8件	4件	1件	3件	59件
	ジュニアシート	1件	1件	1件	2件	2件	2件	4件	件	5件	3件	2件	1件	24件
相談　提供 貸付	相談件数（総数）	24件	20件	16件	23件	22件	20件	23件	16件	26件	25件	19件	21件	255件
	法律相談	3件	4件	4件	3件	4件	4件	4件	4件	4件	3件	3件	4件	44件
	ほのぼの・一般相談	21件	16件	12件	20件	18件	16件	19件	12件	22件	22件	16件	17件	211件
	緊急援護貸付件数	0件	0件	0件	1件	2件	1件	2件	1件	0件	1件	0件	0件	8件
	フードバンク提供件数	13件	12件	4件	10件	10件	11件	10件	8件	15件	13件	10件	5件	121件
地域福祉活動	高齢者サロン	232ヵ所	252ヵ所	237ヵ所	233ヵ所	167ヵ所	193ヵ所	233ヵ所	209ヵ所	203ヵ所	190ヵ所	166ヵ所	37ヵ所	2,352ヵ所
		3,478人	3,489人	3,759人	3,843人	2,565人	2,707人	3,461人	3,146人	3,162人	2,674人	2,418人	358人	35,060人
	子育てサロン	6ヵ所	2ヵ所	8ヵ所	5ヵ所	3ヵ所	5ヵ所	5ヵ所	2ヵ所	10ヵ所	3ヵ所	4ヵ所	0ヵ所	53ヵ所
		189人	37人	293人	175人	139人	141人	127人	57人	311人	85人	115人	0人	1,669人
	友愛訪問	3回	5回	5回	1回	2回	2回	5回	3回	6回	1回	4回	1回	38回
		174人	614人	209人	76人	130人	198人	322人	226人	482人	48人	449人	66人	2,994人
島嶼部 介護予防事業	開催回数	15回	13回	16回	16回	12回	16回	16回	16回	15回	13回	16回	0回	164回
	参加人数	243人	183人	255人	245人	190人	245人	253人	257人	259人	178人	244人	0人	2,552人
福祉用具 リサイクル 登録情報	譲ってほしい物	3件	6件	2件	3件	11件	7件	12件	18件	20件	5件	6件	12件	105件
	譲りたい物	6件	5件	5件	3件	6件	14件	19件	15件	14件	7件	17件	13件	124件
	マッチング数	2件	5件	2件	3件	10件	7件	11件	19件	19件	4件	6件	11件	99件
生きがい デイサービス	開催回数	10回	10回	10回	11回	10回	10回	12回	11回	9回	10回	10回	10回	123回
	参加人数	80人	86人	86人	95人	83人	85人	96人	88人	74人	77人	71人	66人	987人
わかば園	開園日数	24日	22日	25日	26日	23日	23日	25日	24日	24日	23日	22日	25日	286日
	利用者数	131人	89人	90人	113人	118人	80人	102人	94人	116人	96人	99人	105人	1,233人
ことぶき大学	開催回数	21回	21回	23回	22回	21回	22回	24回	23回	26回	26回	29回	14回	272回
	参加人数	422人	322人	287人	286人	273人	309人	294人	272人	303人	312人	344人	161人	3,585人
生活支援体制	サポーター派遣回数	23回	28回	26回	39回	29回	46回	43回	43回	43回	51回	52回	51回	474回
福祉学習	開催回数	0回	1回	0回	2回	0回	6回	3回	6回	1回	1回	1回	0回	21回

かさおか権利擁護センター

事業名			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
権利擁護センター相談件数			26件	23件	13件	13件	13件	27件	17件	31件	15件	18件	19件	19件	234件
法人後見	受任件数		26件	26件	27件	26件	26件	27件	28件	27件	27件	27件	27件	27件	
	うち	新規受任件数	0件	0件	1件	0件	0件	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	3件
		終了件数	0件	0件	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	2件
	申立て件数		1件	1件	2件	1件	0件	1件	0件	2件	0件	2件	1件	0件	11件
日常生活 自立支援事業	契約件数		30件	30件	33件	33件	33件	32件	29件	29件	26件	28件	28件	26件	
	うち	新規受任件数	0件	1件	3件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	0件	0件	7件
		終了件数	1件	0件	0件	0件	1件	3件	2件	2件	0件	0件	2件	0件	11件

ふれあいネットワーク

社会福祉協議会は，みんなでつくる地域福祉のセンターです！

社協概要
令和２年度

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略称：社協）は、社会福祉法に位置づけられた地域福祉の推進を図ることを目的として、全国各県・市町村を単位に設置された、公共性・公益性の高い「民間の福祉団体」です。

住民、ボランティア、福祉、保健等の関係者、行政機関などと一緒に「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めています。

笠岡市社協は、１９６６年（昭和４１年）４月に設立し（前身の財団法人は昭和２７年に設立）笠岡市民のご協力により、地域福祉のセンターとしてみんなの力でみんなを支えるふれあいネットワークとして活動しています。

社協の組織

社協一般会員の加入世帯数は 13,407 世帯で地域福祉推進の為、市内に２０の社協支部を組織し、２０人の支部長と１３人の理事、１５人の評議員とで構成・運営しています。

あなたも社協の会員に

こうした活動を行う社協は市民の皆様の会員会費により、地域福祉を推進しています。

みんなでささえて誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりのため、ご協力をお願いします。

○普通会費	一世帯あたり	年　５００円
○賛助会費	一人あたり	年１，０００円
○特別会費	一口あたり	年５，０００円

随時受け付けています。

困りごと相談

一人で悩まず、まずはお気軽にご相談を！

○無料法律相談（弁護士相談）
　※毎月第三金曜日（１人 30 分要予約。年度内１人１回まで）
○ほのぼの相談（一般相談）
　・民生委員による相談（木 10：00～15：00）
　・ソーシャルワーカーなど社協職員による相談
　　月曜日～金曜日　８：30～17：15

生活資金貸付

○緊急援護資金・生活福祉資金貸付（審査あり）
　・低所得世帯で緊急一時的なお金の貸付
　・その他疾病や進学等の一時経費　等
○入学支度資金貸付（審査あり）
　・笠岡市民で４年生大学進学の際の経費

食べ物支援

○ご寄付いただいた食材の無償提供（生活相談と合わせて支給）と食材寄付の受付

社協子ども食堂

○生活困窮支援と合わせて実施。毎月１回

お問合せ先　62-3507

生活支援サポート事業

日常生活の中で「ちょっと困っていること」や「誰かと一緒ならできること」などを、生活支援サポーターが本人と一緒になりお手伝いする事業です。

生活支援サポーターは「サポーター養成講座」を修了した住民ボランティアの方です。

主な活動内容
　掃除（お部屋・お風呂・トイレなど）
　簡単な家事（洗濯・布団干し・電球交換など）

お問合せ先　62-3507

社協支部への助成

地域の福祉課題に対応するため、小学校区毎に設置している社協支部に助成金や補助金をお渡しし、活動を応援しています。　お問合せ先　62-3507

訪問活動・いのちのバトン

社協支部を中心に、地域にお住まいの高齢者の方等に年末訪問をしたり、緊急情報キット（いのちのバトン）を配布しています。

ふれあいいきいきサロン

身近な地域において、気軽に出かけて仲間づくりをしたり、一緒に食事をしたりするなど、ふれあい、交流することができる場のことです。
笠岡では現在約１４０ヵ所で社協支部により運営しています。

子育てサロン

子供と一緒に立ち寄れて、おしゃべりでき、ホッと息抜きできる場所として開催しています。

福祉用具リサイクル

ベビーカー・ベビーラック・ベビーシート・チャイルドシート・車イス・押し車など、福祉用具でまだ使えるけど、不要になったものを社協に登録して必要な人にお渡ししています。

お気軽に、お問い合わせください。

お問合せ先　62-3507

ボランティア

各種ボランティアに参加してみたいと思われている方やボランティアが必要な人（施設）とを、調整しています。また福祉教育の一環として夏のボランティア体験など実施しています。

福祉ボランティアとして活動されている団体
○笠岡手話サークル
○笠岡点字サークル
○笠岡音訳の会
○笠岡ヘルスボランティアの会
○笠岡要約筆記サークル　○笠岡手引きの会
○笠岡送迎ボランティア　○笠岡市白百合の会
○認知症介護ボランティアの会
○傾聴ボランティアあじさいの会　など

また、災害ボランティア養成講座や災害ボランティアの登録などをおこなっています。

お問合せ先　62-3507

生きがいデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者(６０歳以上)に対して、健康チェック、介護予防体操、入浴サービス、給食サービス、レクレーション等の生きがい活動や簡易な作業等による日常生活訓練の各種サービスを提供することにより、閉じこもり予防や機能維持を図ることを目的としています。

月２回程度　１日４時間(１０時～１４時)
利用料　５００円程度(昼食代等)

お問合せ先　62-3507
利用相談先　62-6662

団体等への助成、災害見舞金

地区敬老会、子ども会育成連絡協議会、青少年健全育成連絡協議会、更生保護女性会、老人クラブ連合会、民生委員児童委員協議会、岡山県障害者スポーツ大会選手団参加費、社会を明るくする運動などへの助成を行っています。また、住居が被災した方へ見舞金をお渡ししています。

お問合せ先　62-3507

学校等への福祉学習

幼少期からの福祉への理解のために、小学校・中学校・高校等で福祉学習をすすめています。また自治会や公民館などで福祉学習をおこなっています。

お問合せ先　62-3507

機材等貸出

車いす・チャイルドシート・ジュニアシートの無償貸出を行っています。

また，非営利の活動で使用できるサロン道具やイベント機材をお貸ししています。

お問合せ先　62-3507

共同募金

赤い羽根運動・歳末助け合い運動

毎年１０月１日から１２月３１日まで全国一斉に始まる『赤い羽根共同募金』の事務局をしています。

１２月に歳末たすけあい運動も行っています。これは新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たち（ひとり親家庭の子ども・障がい者等）へ義援金をお渡ししています。

お問合せ先　62-3507

ことぶき大学

市内在住の高齢者（６０歳以上の方）の生きがいと健康づくりの増進、社会参加の促進を目的に開催しています。

受講したい方、詳しく知りたい方はお気軽にご連絡ください。

講座名

俳句	短歌	書道	民謡
陶芸	木彫	軟筆	ゲートボール
社交ダンス	フラダンス	手織り	太極拳
銭太鼓	川柳	被服リフォーム	

お問合せ先　６２－３５０７

在宅介護リフレッシュ事業

介護者の会（愛称：そよ風の会）を組織し、毎月介護者同士の交流会をもちながら、年２回リフレッシュ旅行などを企画しています。

お問合せ先　６２－３５０７

健康長寿愛らんど事業

島嶼部の高齢者の介護予防として、いきいき百歳体操や交流活動、健康・福祉相談を行っています。

お問合せ先　62-3507・62-6662

わかば園

日中一時支援事業所わかば園では、地域の中で知的障がい・発達障がいをもつ子どもたちの活動の場を確保し、その家族の就労支援と日常的に介助している家族の一時的な休息を目的としています。

お問合せ先　62-3507　わかば園　67-7033

かさおか権利擁護センター

成年後見

契約などが出来なくなった方やその家族に、「成年後見制度」に関する相談の受付や、法人として成年後見人等へ就任し直接支援しています。また、より身近な立場で支える「市民後見人」の養成や、活動支援を行っています。

日常生活自立支援事業

自分ひとりで、契約などの判断に不安をお持ちの方に
○福祉サービスの利用援助
○日常金銭管理サービス　○書類等預かりサービス
を提供し、誰もが同じように地域で安心して自立した生活を送れるよう援助する事業です。
利用者と社協との契約でサービスを提供します。

お問合せ先　62-5590

居宅介護支援事業

笠岡市社協指定居宅介護支援事業所

介護保険の適切なサービス利用ができるよう支援を行います。住み慣れたわが家・暮らし慣れた地域で自立した生活を送れるよう支援していきます。

対象地域　主に島嶼部　お問合せ先　63-3933

訪問介護事業

かさおか社協ヘルパーステーション

要支援・要介護にある人や障がいのある方に対しホームヘルパーを派遣し、生活介助や身体介助を行います。

対象地域　主に島嶼部　お問合せ先　63-3781

笠岡市地域包括支援センター

全ての高齢者の総合相談として社協は笠岡市地域包括支援センターを担っています。地域で暮らす高齢者の方々を、総合的に支えていくための拠点として、介護、福祉、健康などのさまざまな面の専門職の知識を活かし、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう支援を行っています。

○総合相談支援事業
　地域の高齢者やその家族からさまざまな相談や実態把握により、適切なサービス利用へとつなげられるように支援をします。
○権利擁護事業
　高齢者が地域において、安心して尊厳のある暮らしができるように、高齢者虐待への対応や、消費者被害の防止、成年後見制度の活用促進を行います。
○包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
　住み慣れた地域で継続して暮らせるように、専門職を含む地域全体と連携しさまざまな社会資源を活用し、包括的に支援を行います。
○介護予防マネジメント事業
　介護が必要な状態にならないように、目的に合わせたサービス利用の計画や調整を行い、身体状況の維持や改善を目指したマネジメントを行います。
○認知症施策総合推進事業
　認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続できるように、キャラバンメイトの養成等や介護・医療との連携を図っています。

お問合せ先　62-6662

指定管理事業

笠岡市より指定管理者として、以下の３施設の管理運営をしています。

○老人福祉センター	笠岡市十一番町１５	電話 62-4353
○サンライフ笠岡	笠岡市十一番町１６－２	電話 63-1533
○保健センター	笠岡市十一番町１－３	電話 62-5701

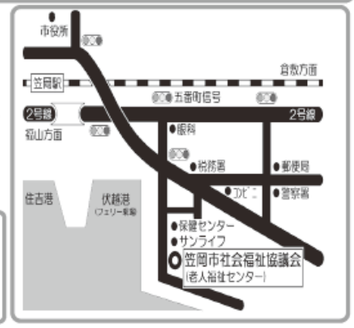

作成：社会福祉法人笠岡市社会福祉協議会
事務局　笠岡市十一番町１５番地（笠岡市老人福祉センター内）
電　話　（0865）62－3507　E-Mail:shakyo@kcv.ne.jp

笠岡権利擁護センターパンフレット

笠岡市福祉ボランティア団体紹介

共に生きる力	善意の力	相互協力の力

地域で地域を支える福祉ボランティアを紹介します。一緒に活動希望の方はご連絡下さい。（社協：62－3507）

名称	笠岡手話サークル★	笠岡点字サークル★	笠岡音訳の会★	笠岡市ヘルスボランティアの会★	笠岡要約筆記サークル★
活動日	[交流会]毎月第2月曜日 [定例会]毎月第1・3・4月曜日 [役員会]随時 [時間]19：00～21：00	毎月第1・3金曜日 13：30～15：30	毎週木曜日 10：00～15：00	年事業計画により活動	第2・4火曜日 13：30～16：00
代表者	橋本　晴美	河上　鋭永	東山　和子	森岡　聡子	岡本　美代子
主な活動内容	■手話通訳者の育成 ■手話技術の向上 ■懇談会・講習会・研究会の開催 ■他サークルとの連絡およびサークル活動などに参加 ■手話通訳、聴覚障がい者との交流	■点訳本の作成（日本文学） ■福祉教育の推進（体験学習等） ■点字の基礎 ■製本講習 ■視覚障がい者の方々との交流 ■初心者養成講座（パソコン・ライトブレーラー）	■音声訳広報の製作（笠岡市広報・笠岡市議会便り・笠岡社協だより） ■声の宅配便製作 ■録音図書製作（CD盤） ■対面朗読会の開催 ■講座の開講（朗読講座・養成講座・パソコン講座）	■老人介護施設等での活動 ■自立支援デイサービスでの補助活動 ■機能訓練事業での補助活動 ■総会・講習会・研修会等の開催	■聴こえの不自由な人に、その場で文字にして情報を伝える活動 ■講演会 ■学校行事 ■各種講座・集会など
コメント	この会は、手話技術を学び、聴覚障がい者と共に社会福祉の増進を図ることを目的としています。	点訳活動を通じ、視覚障がい者の方々との交流を深め、福祉の増進につとめています。校正は視覚障がい者の協力を得て行っており、迅速なニーズへの対応を目指しています。 またパソコン導入や、表記法の改正、ライトブレーラー・プリンタの使用の研修会などを実施しています。	視覚障がい者など、活字印刷物による読書が困難な方々を対象に、録音図書や、賛広報誌などの朗読奉仕をし、福祉増進を図ること、また朗読技術を学びながら会員の親睦を深めていきます。	急速に進む高齢化社会の中で、お互い人間として、ふれあい・助け合い・励まし合い、共に生きる地域づくりに少しでも協力し、思いやりのある地域づくりの一端を担うことを目標にしています。	『聞こえ』の不自由な方のコミュニケーションの方法として、まず思い出されるのが手話でしょう。 それ以外に要約筆記（文字で伝達するもの）があります。耳から入る情報をリアルタイムで要約し、文字にして相手に伝える方法です。 私たちサークルは少しでも難聴者・中途失聴者の方々のお手伝いが出来るよう息の長い活動を目指しています。

名称	笠岡手引きの会★	笠岡送迎ボランティア★	笠岡市認知症介護ボランティアの会	聴覚・サポートかけはし	笠岡白百合の会
活動日	毎月第4土曜日 13：30～15：30	■立デイサービス実施日（火・木・金）午前・午後	毎月第3土曜日 10：00～11：30	随時	毎月第3水曜日 13：00～16：00
代表者	河田　弥生	真鍋　芳郎	中村　政子	原田　修三	木山　千浪
主な活動内容	■情報交換・コミュニケーション学習 ■通訳・ガイド実習 ■市の行事に参加する盲ろう者・視覚障がい者に対するガイドの協力	■社協『いきがいデイサービス』の送迎・介助 ■安全運転講習会 ■身障者介護講習会 ■総会・役員会・交流会 ■普通救命講習会	■認知症高齢者などと、その介護者の支援活動 ■会員相互の情報交換 ■その他、目的を達成するために必要な行動	■花見 ■視察見学 ■パソコン講座 ■手話教室 ■キャンプ ■料理教室 ■クリスマス会 ■協働作業所の支援活動など。	■心のケアを目的とし、病院や施設などにおいて、話し相手を希望しておられる方を訪問させていただき、分かち合いの時間を過ごしています。
コメント	・盲ろう者、視覚障がい者と一緒にスポーツ、料理、芋掘り、研修旅行等を通じて、通訳ガイドの勉強をしています。 ※盲ろう者とは、視覚と聴覚両方に障害がある人です。	あなたの手となり足となる（ドアtoドア）送迎サービスをモットーに、社会福祉協議会での生きがいデイサービスの運転と介助を行っています。 また、介護講習会や運転講習会も行い、地域の皆さんの住みよい地域づくりを目指して日々活動しています。	認知症高齢者と家族の心の支援を通じ、精神的な負担を軽減できるように頑張っていま す。	聴覚障がい児（者）みみっとの会を応援するボランティア団体です。	毎月第１水曜日 午後1時～午後4時に老人福祉センターで活動しています。活動しています。心のケアを目的とし、病院や施設などで話し相手を希望しておられる方を訪問し、どんなことでも安心して語り合えるひとときを共有する会です。

★＝笠岡市福祉ボランティア連絡協議会に加盟している団体

笠　岡　市　施　設　一　覧　表

R2.4.1現在

種別	施設名	所在地	電話	経営主体	定員	開設
特別養護老人ホーム						
	三愛園	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	120	S49. 9. 1
	天神荘	神島 3626-7	67-4111	(福)天神会	110	S56. 9.1
	瀬戸内荘	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	30	H6. 2. 1
	飛鳥の里三清荘	関戸 837-1	65-0500	(福)経山会	100	H26. 6. 1
地域密着型介護老人福祉施設						
	小規模特別養護老人ホームみどりの丘	笠岡 5128-1	69-2010	(福)緑風会	29	H25.4. 1
	特別養護老人ホーム海	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	20	H28.10.1
老人保健施設						
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	100	H 2. 4. 1
	ナーシングホーム三愛	笠岡 1080-1	63-3101	(福)サンフェニックス	100	H 2. 4. 2
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-6112	(福)天神会	100	H 4. 4. 1
	くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	50	H 6. 4.11
	瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-0770	(医社団)清和会	70	H 8. 4. 1
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	80	H 8.10. 1
介護療養型医療施設						
	きのこエスポアール病院	東大戸 2908	63-0727	(医社団)きのこ会	60	H12. 4. 1
介護付有料老人ホーム						
	ドルフィン笠岡	入江 151-1	67-6330	(株)ﾄﾞﾙﾌｨﾝｴｲﾄﾞ	30	H18. 5. 1
	ドルフィン拓海	拓海町 182	66-6622	(株)ﾄﾞﾙﾌｨﾝｴｲﾄﾞ	30	H24. 4. 1
	Prince Court	神島 5666-1	67-4000	(福)天神会	40	H30. 8. 1
訪問介護・総合事業訪問介護						
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 36-1 井笠ビル3F	69-1985	(株)ニチイ学館	ー	H12. 4. 1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	ー	H23. 4. 1
	サンキ・ウエルビィ介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	(株)サンキ・ウエルビィ	ー	H19.11. 1
	ケアサービス笠岡	吉田 35-3	69-5123	(株)アリスジャパン	ー	H13. 8.15
	三愛園訪問介護事業所	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	ー	H12. 4. 1
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 5300-6	67-5599	(福)天神会	ー	H12. 4. 1
	飛鳥の里三清荘訪問介護事業所	関戸 837-1	65-1106	(福)経山会	ー	H26. 6. 1
訪問看護						
	訪問看護ステーションくじば	笠岡 5099-2	62-6321	(医)緑十字会	ー	H 7. 2. 1
	訪問看護ステーション瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-7171	(医社団)清和会	ー	H10. 7. 1
通所介護・総合事業通所介護						
	天神荘デイサービスセンター	神島 3626-7	67-1456	(福)天神会	25	S62. 3. 1
	瀬戸内荘デイサービスセンター	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	30	H 6. 4. 1
	小北リハビリ型デイサービス絆	甲弩 1807-4	65-2011	(株)リハビリ型デイサービス絆	25	H28.10.1
	笠岡北デイサービスセンター	吉田 35-3	65-3917	(株)アリスジャパン	25	H17. 5. 1
	国定病院デイサービスじゃんけんぽん	西大島 2701-10	69-7765	(医)萌生会国定病院	40	H15. 5. 1
	創心会リハビリ倶楽部笠岡	生江浜 826	66-2101	(株)創心會	40	H21.5.1
	デイサービス千寿館	美の浜 27-14	69-7560	(株)成和サポート	20	H26.5.1
	デイサービスセンターよつばよしはま	吉浜 2455-2	66-0428	(株)よつば	48	H26.5.1
	デイサービス鶴寿館	美の浜 27-15	75-0272	(株)成和サポート	22	H28.10.1
	デイサービスくりの木	篠坂227-1	66-2162	(株)ライフサポート増成	23	H28.10.1
	デイサービス　いちじく	用之江355-1	61-4491	(株)てごや	20	H29.6.1
地域密着型通所介護・総合事業通所介護						
	デイサービスセンター赤い屋根の家	吉浜 2485-5	69-6789	(有)スマイル・タム	18	H13. 6. 1
	デイサービスにいやま	山口 3255-1	69-5055	(有)笹井ケアーセンター	18	H16.12. 1
	夢ゆめハウス	九番町 1-22	63-6633	(NPO)おかやま多機能サポートネット	17	H16.10. 1
	デイサービスよっちゃれ	横島 1216	67-7100	(福)かぶと会	10	H17. 3. 1
	海社デイサービスほほえみ	北木島町 3199	68-3008	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H19. 2. 1
	海社デイサービスすみれ	北木島町 10364-29	68-2911	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H21. 1. 1
	海社デイサービスだんだんの家	白石島 1222	69-8388	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H21. 4. 1
	デイサービス眞奈井	高島 4758	69-7171	(有)あいあい	10	H22. 3. 1
	海社デイサービスうららの家	真鍋島 4006-10	68-3377	(NPO)かさおか島づくり海社	10	H23.4.1
	デイサービスまい夢	小平井 696-6	62-0800	(NPO)おかやま多機能ｻﾎﾟｰﾄﾈｯﾄ	10	H23.10.1
	デイサービスえがお	神島外浦 1713	67-2977	(株)山桜の郷えがお	18	H24.7.1
	笠岡リハビリ型デイサービス絆	二番町 5-13	62-6255	(株)リハビリ型デイサービス絆	10	H24.9.1
	デイサービスここあ	尾坂 655-4	65-3264	(株)ここあ	10	H25.3.1
	デイサービスいこい	北木島町 13198-4	68-2520	(特非)笠岡ふるさと支援センター	10	H27.8.1
	デイサービス　くじば	笠岡 5120-8	63-1690	(医)緑十字会	18	H28.5.1
認知症対応型通所介護						
	デイサービスももの木	篠坂 226	66-2121	(株)ライフサポート増成	12	H20.11. 1
	デイサービスセンター赤い屋根の家和	大井南 25-11	66-2611	(合資)タナ・スマイル	12	R1.7. 1
通所リハビリテーション						
	老人保健施設くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	20	H12. 4. 1
	介護老人保健施設瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-4774	(医社団)清和会	60	H 8. 2.12
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	20	H12. 4. 1

	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-2323	(福)天神会	40	H12. 4. 1
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	30	H12. 4. 1
短期入所生活介護(ショートステイ)						
	瀬戸内荘ショートスティ	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	16	H 6. 4. 1
	三愛園短期入所生活介護事業所	笠岡 1080-1	63-5005	(福)サンフェニックス	10	S49. 9. 1
	天神荘ショートスティ	神島 3626-7	67-4111	(福)天神会	10	S56. 6.17
	飛鳥の里三清荘ショートステイ	関戸 837-1	65-0500	(福)経山会	20	H26. 6. 1
短期入所療養介護(ショートステイ)						
	老人保健施設くじば苑	笠岡 5102-15	62-5123	(医)緑十字会	空床利用	H12. 4. 1
	介護老人保健施設 瀬戸いこい苑	横島 1944-1	67-0770	(医)社団)清和会	空床利用	H12. 4. 1
	きのこ老人保健施設	東大戸 2912-3	63-0700	(福)新生寿会	空床利用	H12. 4. 1
	こうのしま介護老人保健施設	神島 3628-3	67-6112	(福)天神会	空床利用	H12. 4. 1
	天神介護老人保健施設	神島 5300-2	67-5500	(福)天神会	空床利用	H12. 4. 1
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)						
	笠岡市炉端の家	吉浜 1399	66-4556	(医社団)きのこ会	9	H 8. 5. 9
	グループホーム新賀	新賀 3220-25	63-5172	(福)新生寿会	9	H12. 4. 1
	グループホームあんきな家	新賀 3220-8	63-5190	(医社団)きのこ会	9	H12. 9. 1
	グループホーム新賀Ⅱ(きのこのき)	新賀 3220-28	62-5380	(福)新生寿会	9	H13. 4. 1
	グループホームローゴム	東大戸 2712-3	63-0909	(医社団)きのこ会	18	H13. 7. 1
	グループホーム赤い屋根の家	吉浜 2485-5	69-6789	(有)スマイル・タム	18	H13. 6. 1
	グループホーム愛の郷笠岡	生江浜 585-1	69-6211	(NPO)エルダーサポート協会	18	H16. 3. 1
	グループホーム泰山木	横島 1216	67-7100	(福)かぶと会	18	H17. 3. 1
	グループホームみたけ	西大島 3253	69-7755	ライフサポート安心企業組合	9	H19. 2.1
	グループホームあいあい	白石島 455	68-3331	(株)アメニティーサービス社	9	H20.10. 1
	グループホーム桃源の家大島	西大島 4415-1	69-7680	(NPO)エルダーサポート協会	18	H22. 1. 1
	グループホーム菊の里	吉田 39-1	69-5588	(株)アリスジャパン	18	H23.4.1
小規模多機能型居宅介護						
	小規模多機能ホーム愛の郷笠岡(休止中)	生江浜 585-3	69-6067	(NPO)エルダーサポート協会	登録 25 通い 15 宿泊 9	H17.10. 1
	あんしん多機能ホーム	西大島 3256	67-7300	ライフサポート安心企業組合	登録 25 通い 15 宿泊 9	H25.3.15
	ささえ愛の家 ハーモニー西大戸	西大戸 810-1	61-4767	(認定 NPO)ハーモニーネット未来	登録 25 通い 15 宿泊 9	R1.11.1
居宅介護支援事業所						
	アリスジャパン居宅介護支援事業所	吉田 35-3	69-5130	(株)アリスジャパン	ー	H11.8.15
	(医)緑十字会居宅介護支援事業所くじば	笠岡 5102-15	62-5995	(医)緑十字会	ー	H11.10.1
	エスポアール居宅介護支援事業所	東大戸 2908	63-0731	(医社団)きのこ会	ー	H11.10.1

	笠岡市社協指定居宅介護支援事業所	十一番町 16-2(サンライフ笠岡内)	62-3933	(福)笠岡市社会福祉協議会	ー	H12.4.1
	笠岡第一病院いこい指定居宅介護支援事業所	横島 1944-1	67-0073	(医社団)清和会	ー	H11.10.13
	三愛園指定居宅介護支援事業所	笠岡 1080-1	63-5422	(福)サンフェニックス	ー	H11.10.1
	指定居宅介護支援事業所角田医療器株式会社	笠岡 5891-11	69-2774	(株)角田医療器	ー	H12.1.1
	瀬戸内荘指定居宅介護支援事業所	横島 1944-1	67-3100	(福)かぶと会	ー	H12.1.1
	創心会居宅介護センター笠岡	生江浜 826	66-0037	(株)創心會	ー	H21.1.1
	天神荘指定居宅介護支援事業	神島 3626-7	67-5566	(福)天神会	ー	H11.10.1
	大迫ケアプランニング事務所	神島 4388	67-3376	(株)信和トラスト	ー	H24.4.1
	こころみの家	小平井 2074-1	63-0787	(株)こころみの家	ー	H24.6.1
	居宅介護支援事業所ももの木	篠坂 227-1	66-2126	(株)ライフサポート増成	ー	H24.11.1
	飛鳥の里三清荘居宅介護支援事業所	関戸 837-1	65-1105	(福)経山会	ー	H26.7.1
	きのこ老健居宅介護支援事業所	東大戸 2912-3	61-4210	(福)新生寿会	ー	H28.2.1
	支援ステーションにいやま	山口 3253-1	69-5055	(株)笹井ケアーセンター	ー	H28.6
地域包括支援センター						
	笠岡市地域包括支援センター	十一番町 1-3	62-6662	(福)笠岡市社会福祉協議会(笠岡市委託)		H18. 4. 1
ケアハウス						
	ケアハウスこうのしま	神島 3626ー8	67-6011	(福)天神会	90	H5. 4. 1
	ケアハウス三愛	笠岡 1080-1	63-4600	(福)サンフェニックス	40	H6. 4. 1
	サービスハウスえすぽ	東大戸 2712-4	63-0707	(福)新生寿会	30	H8.10. 1
	ケアハウスやすらぎ	笠岡 5102-1	69-2800	(福)緑風会	30	H10. 8.17
住宅型有料老人ホーム						
	コミュニティハウス愛の郷 笠岡	生江浜 585-3	69-6067	(NPO)エルダーサポート協会	10	H20.5.1
	美の浜コート	美の浜 2-8	67-0290	(医社団)清和会	11	H24.4.1
	青松楼	十一番町 11-7	63-7060	(福)サンフェニックス	55	H26.11.1
	Prince Court	神島 5666-1	67-4000	(福)天神会	30	H30. 8. 1
老人福祉センター						
	笠岡市老人福祉センター	十一番町 15	62-3507	(福)笠岡市社会福祉協議会(笠岡市指定管理者)	A型	S58. 5. 9
保健センター						
	笠岡市保健センター	十一番町 1-3	62-5701	(福)笠岡市社会福祉協議会(笠岡市指定管理者)		H4. 4. 1
全天候型ゲートボール場						
	ゲンキかさおか広場	十一番町 15	62-4353	(福)笠岡市社会福祉協議会(笠岡市指定管理者)		H5.11. 7
養護老人ホーム						
	敬愛園	神島外浦 1-1	67-1767	岡山県西部地区養護老人ホーム組合	60	S26. 1.17

認知症介護研修センター						
	笠岡市認知症介護研修センター	吉浜 1399	69-6333	(福)新生寿会 笠岡市		H14. 4. 1
ボランティア集会所						
	ボランティアハウス	十一番町 14-3		笠岡市福祉ボランティアハウス連絡協議会(笠岡市指定管理者)		H3. 5. 7
社会福祉協議会						
	笠岡市社会福祉協議会	十一番町 15	62-3507	(福)笠岡市社会福祉協議会		S41. 4. 1
児童養護施設						
	悲眼院	走出 1303	65-0118	個人	70	S25.10. 1
救護施設						
	恵風荘	用之江 429-1	66-0751	笠岡市	50	S36. 7.27
居宅介護						
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 3626-7	67-5599	(福)天神会	－	H18.10.1
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 36-1 トピア笠岡駅前ビル 3 階	69-1985	(株)ニチイ学館	－	H18.10.1
	サンキ・ウェルビィ介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウエルビィ(株)	－	H20.10.1
	ケアサービス笠岡	吉田字山中 35 番 3 号	69-5123	(株)アリスジャパン	－	H21.7.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	－	H23.4.1
	すまいるパートナーズ	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるねっとわーく	－	H24.4.1
重度訪問介護						
	天神荘ホームヘルプサービス	神島 3626-7	67-5599	(福)天神会	－	H18.10.1
	ニチイケアセンター笠岡	中央町 36-1 トピア笠岡駅前ビル 3 階	69-1985	(株)ニチイ学館	－	H18.10.1
	サンキ・ウェルビィ介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウエルビィ(株)	－	H20.10.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	－	H23.4.1
	すまいるパートナーズ	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるねっとわーく	－	H24.4.1
同行援護						
	サンキ・ウェルビィ介護センター笠岡	十一番町 1-20	69-0530	サンキ・ウエルビィ(株)	－	H20.10.1
	かさおか社協ヘルパーステーション	十一番町 16-2	63-3781	(福)笠岡市社会福祉協議会	－	H23.4.1
短期入所						
	障害者支援施設　こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	8	H4. 4. 1
	短期入所事業所笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	4	H21. 9. 1
	日中サービス支援型 指定共同生活援助　笠岡学園 (緊急時受入・対応)	吉浜 2424-1	66-4141	(福)笠岡市社会福祉事業会	2	R2.4.1
	ときわ短期入所事業所	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	2	H22. 4. 1

生活介護事業所						
	障害者支援施設こうのしま荘	神島 3628－3	67-6111	(福)天神会	80	H18. 4. 1
	障害者支援施設　笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	50	H21.4. 1
	わかば	押撫花屋 504	69-6162	(福)敬業会	20	H22. 4. 1
	ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	40	H22. 4. 1
	ときわ通園センター	有田 1778	66-2080	(福)敬業会	6	H22. 4. 1
	重度障害支援センターすまいるハウス	神島 4959	69-7776	(NPO)すまいるネットワーク	5	H25.3.1
	生活介護事業所　三洋	中央町 20-4	62-3040	(NPO)笠岡を元気にする会	20	R2.4.1
就労移行支援						
	多機能型事業所　かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	6	H21. 4.1
	シェル	用之江 810-1	61-4351	(一社)アンマー	6	H30.11.1
就労継続支援(A 型)						
	就労継続支援A型事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ	20	H23.12.1
	ヴィレッジ興産	新賀 1008-3	65-1056	(福)敬業会	10	H24. 4.1
	ワンズゴール	笠岡 2481-6	60-0777	(株)ワンズゴール	20	H24.5.1
	リンクスライヴ笠岡	十一番町 11-54	63-1800	(株)リンクスライヴ	19	H29.8.1
就労継続支援(B型)						
	手むすびルーム	十一番町 13-9	62-2216	(福)手むすびルーム	20	H18.10. 1
	多機能型事業所　かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	34	H21. 4.1
	すみれ事業所	笠岡 2685	62-4363	(NPO)すみれ会	20	H23.1.1
	ヴィレッジ興産	新賀 1008-3	65-1056	(福)敬業会	15	H24. 4.1
	未来への絆	大井南 43-3	63-1817	(NPO)未来への絆	20	H28.9.1
	就労継続支援 B 型 Apple	神島 3628-16	67-5515	(福)天神会	20	H29.5.1
	シェル	用之江 810-1	61-4351	(一社)アンマー	20	H29.7.1
	パンジー	笠岡 2662	62-6396	(NPO)すみれ会	20	H30.4.1
就労定着支援						
	就労定着支援事業所ハンズ	西大島 1767	67-3838	(株)ハンズ		H30. 4.1
	多機能型事業所　かさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会		R1.6.1
施設入所支援						
	ときわ	有田 1778	66-3605	(福)敬業会	40	H22. 4. 1
	障害者支援施設　笠岡学園	金浦 754-1	66-0866	(福)笠岡市社会福祉事業会	40	H21. 4.1
	障害者支援施設　こうのしま荘	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	80	H18.10. 1
共同生活援助(グループホーム)						
	共同生活援助事業所笠岡学園	金浦 736-5 (全 4 カ所)	66-0899	(福)笠岡市社会福祉事業会	17	H18.10.1
	日中サービス支援型指定共同生活援助事業所　笠岡学園	吉浜 2424-1	66-4141	(福)笠岡市社会福祉事業会	18	R2.4.1
	ときわ共同生活支援事業所	有田 1778 (全 4 カ所)	66-3605	(福)敬業会	32	H18.10.1

	グループホームかがやき(第1棟)	生江浜 831	66-2188	(NPO)チームクローバー	5	H23.7.1
	グループホームかがやき(第2棟)	園井 294-3	69-0575	(NPO)チームクローバー	6	H26.10.1
計画相談支援(特定)						
	かさおか発達・生活サポートセンター	金浦 736-5	66-0899	(福)笠岡市社会福祉事業会	-	H24.4.1
	ときわ相談支援事業所	押撫 504	69-6162	(福)敬業会	-	H26.1.1
	こうのしま荘障害者相談支援センター	神島 3628-3	67-6111	(福)天神会	-	H26.4.1
	特定相談支援事業所すみれ	笠岡 2685	62-5019	(NPO)すみれ会	-	H26.8.1
	特定相談支援事業所催花雨	三番町 5-14	60-0255	(有)幾望	-	H30.1.1
	のぞみ計画相談支援事業所	十一番町 1-9	63-8970	(NPO)のぞみ	-	R2.3.1
児童発達支援						
	子ども療育センター笠岡学園	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	30	S34. 7.15
	発達支援センターかさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	10	H18.10. 1
	重度障害支援センター すまいるハウス	神島 3914	69-7779	(NPO)すまいるネットワーク	5	H25. 3. 1
	こどもサポート教室「きらり」笠岡校	中央町 8-15	63-9555	(株)クラ・ゼミ	10	H30.9.1
	児童発達支援事業所 すみよしキッズ	笠岡 2461-1	61-4661	(NPO)笠岡を元気にする会	10	R2.9.1
保育所等訪問支援						
	子ども療育センター笠岡学園	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	-	S34. 7.15
放課後等デイサービス						
	発達支援センターかさおか	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会	10	H24. 4. 1
	夢門塾ゆうゆう笠岡 (1 組・2 組)	西大島新田 161-1	60-0622	介護福祉サービス(株)	20	H29. 3. 1
	おひさま 笠岡事業所	美の浜 26-29	63-8025	(株)HUGHUG	10	H30.6.1
	こどもサポート教室「きらり」笠岡校	中央町 8-15	63-9555	(株)クラ・ゼミ	10	H30.9.1
計画相談支援(障がい児)						
	かさおか 発達・生活サポートセンター	金浦 746	66-0844	(福)笠岡市社会福祉事業会		H24.4.1
	特定相談支援事業所催花雨	三番町 5-14	60-0255	(有)幾望		H30.1.1
	のぞみ計画相談支援事業所	十一番町 1-9	63-8970	特定非営利活動法人のぞみ	-	R2.3.1
地域活動支援センターⅠ型						
	かさおか地域活動支援センター すみれ会	笠岡 2685	62-5024	(NPO)すみれ会 (笠岡市委託)	50	H18.10. 1
地域活動支援センターⅡ型						
	こうのしま荘地域活動支援センター	神島 3628－3	67-6111	(福)天神会 (笠岡市委託)	15	H18.10. 1
地域活動支援センターⅢ型						
	味のつどい	中央町 19-1	63-6541	(NPO)チームクローバー (笠岡市委託)	10	H22. 4. 1

障がい者集いの場						
	障がい者集いの場 ばぁー	中央町 11-3	61-4324	笠岡市	10	H29. 4. 1
精神障がい者ピアサロン						
	ピアサロン	笠岡 2108	63-6541	(NPO)チームクローバー (笠岡市委託)	5	R1.8.1
権利擁護センター						
	かさおか権利擁護センター	十一番町 1-3	62-5590	(福)笠岡市社会福祉協議会		H23.4.1
シルバー人材センター						
	笠岡市シルバー人材センター	十一番町 15	62-2100	(社)笠岡市シルバー人材センター		H2. 4. 1
特別支援学校						
	県立西備支援学校	東大戸 5075-1	63-1603	岡山県		S56. 1. 1

(認定 NPO)ハーモニーネット未来	笠岡 5909	63-4955
(NPO)すみれ会	笠岡 2685	62-5024
(NPO)チームクローバー	中央町 19-1	63-6541
(NPO)ホリスティックライフ岡山	白石島 457-2	68-3044
(NPO)楽チンライフ	神島 1995	086-243-9719
(NPO)すまいるネットワーク	神島 4959	69-7776
(NPO)笠岡を元気にする会	四番町 3-20	63-0911
わかば園	横島 1733-1	67-7033
笠岡地区保護司会	笠岡 6002	62-3978
愛育委員協議会	中央町 1-1	69-2101
栄養委員協議会	中央町 1-1	69-2101
民生委員児童委員協議会	中央町 1-1	69-2133
笠岡市手をつなぐ親の会	生江浜 605-6	66-5054
笠岡市愛の善意銀行	十一番町 15	62-4804
笠岡市介護者の会	十一番町 15	62-3507
笠岡市認知症高齢者介護ボランティアの会	笠岡 3640-13	63-5418
笠岡市遺族連合会	園井 1855	63-2202
肢体不自由児父母の会	中央町 15-6	62-2419
エンパワメント MOMO	大井南 60-6	62-3426

笠 岡 市 統 計 資 料

福祉施設

令和2年4月1日現在

施設区分	施設数	定員
特別養護老人ホーム	4	360
地域密着型介護老人福祉施設	2	49
老人保健施設	6	500
介護療養型医療施設	1	60
介護付有料老人ホーム	3	100
訪問介護事業所	7	
訪問看護ステーション	2	
通所介護(デイサービスセンター)	26	551
認知症対応型通所介護	2	24
通所リハビリテーション	5	170
短期入所生活介護	4	56
短期入所療養介護	5	
認知症グループホーム	12	162
小規模多機能型居宅介護	3	75
居宅介護支援事業所	16	
地域包括支援センター	1	
ケアハウス	4	190
住宅型有料老人ホーム	4	106
老人福祉センター	1	
保健センター	1	
全天候型ゲートボール場	1	
養護老人ホーム	1	60
認知症介護研修センター	1	
ボランティア集会所	1	
笠岡市社会福祉協議会	1	
児童養護施設	1	70

施設区分	施設数	定員
救護施設	1	50
居宅介護	6	
重度訪問介護	5	
同行援護	2	
行動援護	4	16
短期入所	7	221
生活介護事業所	2	12
就労移行支援	2	12
就労継続支援(A 型)	4	69
就労継続支援(B 型)	8	169
就労定着支援	2	
施設入所支援	3	160
共同生活援助(グループホーム)	5	78
計画相談支援(特定)	6	
児童発達支援センター	1	30
児童発達支援事業所	4	35
放課後等デイサービス	4	50
計画相談支援(障がい児)	3	
地域活動支援センターⅠ型(精神)	1	50
地域活動支援センターⅡ型(身障)	1	15
地域活動支援センターⅢ型(知的・精神)	1	10
障がい者集いの場	1	10
権利擁護センター	1	
シルバー人材センター	1	
県立西備支援学校	1	

障がい者・高齢者関係

各年度４月１日現在(県・全国の総人口比は 29 年度の 10 月１日現在)

項目			H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
笠岡市の人口	総人口	(人)	52,273	51,627	50,897	49,996	49,268	48,407	47,613
	うち男	(人)	24,949	24,680	24,386	23,918	23,555	23,203	22,842
	うち女	(人)	27,324	26,497	26,511	26,078	25,713	25,204	24,771
	世帯数	(世帯)	22,564	22,580	22,549	22,435	22,400	22,252	22,174
老齢人口 (65 歳以上)	老齢人口	(人)	16,940	17,181	17,364	17,375	17,386	17,335	17,306
	うち男	(人)	7,064	7,197	7,301	7,361	7,355	7,398	7,414
	うち女	(人)	9,876	9,984	10,063	10,014	10,031	9,937	9,892
	市・総人口比	(%)	32.4	33.3	34.1	34.8	35.3	35.8	36.3
	県・総人口比	(%)	27.1	28.0	28.7	29.2	29.6	30.0	30.2
	全国・総人口比	(%)	25.1	26.0	26.7	27.3	27.7	28.1	28.6
老齢人口 (60 歳以上)	老齢人口	(人)	20,999	21,017	21,042	20,906	20,836	20,748	20,652
	市・総人口比	(%)	40.2	40.7	41.3	41.8	42.3	42.9	43.4
老人クラブ	クラブ数	(クラブ)	94	89	85	78	78	77	74
	人数	(人)	5,000	4,632	4,392	4,005	3,883	3,662	3,365
身体障がい者数		(人)	2,260	2,262	2,263	2,227	2,146	2,027	2,008
知的障がい者数	知的障がい者数	(人)	392	394	407	407	455	461	474
	うち障がい者	(人)	308	303	326	326	365	376	389
	うち障がい児	(人)	84	91	81	81	90	86	85
	うち手帳A	(人)	132	132	133	133	151	150	151
	うち手帳B	(人)	260	262	274	274	304	311	323
精神障がい者数		(人)	224	237	253	275	333	362	367

要介護認定状況

各年３月 31 日現在(高齢者人口は各年４月１日現在)

(単位　人)

年	高齢者人口	介護認定者数	支援１	支援２	介護１	介護２	介護３	介護４	介護５
H 28	17,364	3,470	337	905	457	611	411	400	349
H 29	17,375	3,544	346	944	502	589	427	423	313
H 30	17,386	3,547	385	913	492	608	403	447	299
H 31	17,335	3,568	433	942	550	606	404	360	273
R2	17,306	3,629	466	927	569	576	433	388	270

住　民　登　録　人　口

令和2年4月1日現在

地区名	世帯	男	女	計
富岡	1,186	1,149	1,194	2,343
中央町	404	370	443	813
大磯	186	173	189	362
伏越	200	182	213	395
宮地	164	130	168	298
浜田	135	135	162	297
仁王堂	4	1	4	5
本町	60	42	69	111
住吉	117	107	101	208
西本町東	362	396	412	808
西本町西	186	140	184	324
正寿場	92	73	88	161
川辺屋南	132	120	138	258
川辺屋北	546	579	596	1,175
追分	187	204	195	399
殿川北	330	290	340	630
殿川南	20	24	19	43
笠岡	**4,311**	**4,115**	**4,515**	**8,630**
一番町	240	200	257	457
二番町	107	92	102	194
三番町	104	98	115	213
四番町	66	68	65	133
五番町	207	187	166	353
六番町	15	13	13	26
七番町	101	99	124	223
九番町	49	55	61	116
十一番町	237	253	260	513
緑町	146	149	142	291
番町	**1,272**	**1,214**	**1,305**	**2,519**
旭が丘	393	405	450	855
金浦	583	571	571	1,142
吉浜	462	493	524	1,017
生江浜	550	601	637	1,238
大河	110	103	125	228
相生	87	88	106	194
金浦	**2,185**	**2,261**	**2,413**	**4,674**
園井	272	268	311	579
今立	276	251	333	584
馬飼	105	122	125	247
広浜	96	98	103	201
絵師	246	325	338	663
今井	**995**	**1,064**	**1,210**	**2,274**
城見台	389	458	466	924
西茂平	25	28	17	45
大宜	335	351	397	748
用之江	328	362	407	769
茂平	334	387	373	760
城見	**1,411**	**1,586**	**1,660**	**3,246**
有田	235	263	257	520
押撫	90	110	130	240
篠坂	148	151	176	327
入田	115	127	125	252
陶山	**588**	**651**	**688**	**1,339**

地区名	世帯	男	女	計
春日台	244	222	252	474
大井南	1,063	1,356	1,387	2,743
小平井	477	532	525	1,057
東大戸	363	393	417	810
西大戸	113	123	137	260
大井	**2,260**	**2,626**	**2,718**	**5,344**
吉田	761	840	880	1,720
関戸	285	285	312	597
尾坂	147	158	168	326
吉田	**1,193**	**1,283**	**1,360**	**2,643**
新賀	293	270	309	579
山口	439	462	496	958
新山	**732**	**732**	**805**	**1,537**
みの越	4	4	0	4
みの越	**4**	**4**	**0**	**4**
大島中	568	569	612	1,181
西大島	812	879	981	1,860
西大島新田	450	543	592	1,135
大島	**1,830**	**1,991**	**2,185**	**4,176**
横島	421	498	516	1,014
入江	525	556	613	1,169
横江	**946**	**1,054**	**1,129**	**2,183**
新横島	259	292	317	609
新横島	**259**	**292**	**317**	**609**
美の浜	957	1,075	1,140	2,215
美の浜	**957**	**1,075**	**1,140**	**2,215**
神島	884	863	1,030	1,893
神島内	**884**	**863**	**1,030**	**1,893**
神島外浦	312	271	294	565
高島	47	36	39	75
飛島	60	37	51	88
神島外	**419**	**344**	**384**	**728**
走出	492	506	554	1,060
甲弩	422	438	485	923
北川	**914**	**944**	**1,039**	**1,983**
白石島	280	195	241	436
白石島	**280**	**195**	**241**	**436**
大浦	200	129	164	293
楠	24	12	21	33
豊浦	88	58	73	131
金風呂	173	118	152	270
北木島	**485**	**317**	**410**	**727**
真鍋島	113	85	95	180
六島	34	32	25	57
真鍋	**147**	**117**	**120**	**237**
港町	8	8	0	8
カブト東町	14	5	14	19
カブト中央町	25	10	18	28
拓海町	55	91	70	161
干拓地	**102**	**114**	**102**	**216**
総合計	**22,174**	**22,842**	**24,771**	**47,613**

行政区・年齢別人口集計一覧表

令和2年4月1日現在

地　区	笠岡		番町		金浦		今井		城見		陶山		大井		吉田		新山		みの越		北川		大島		横江	
世帯数	4,311		1,272		2,185		995		1,411		588		2,260		1,193		732		3		914		1,830		946	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0～4 歳	143	135	31	43	61	62	23	31	41	37	15	7	68	63	28	19	11	14	0	0	25	14	55	61	44	42
5～9 歳	155	169	35	49	86	88	43	49	54	57	15	12	83	69	39	44	21	22	0	0	35	34	96	88	60	41
10～14 歳	169	135	46	59	98	77	44	43	65	72	28	16	90	98	48	49	31	23	0	0	41	41	83	88	61	63
15～19 歳	149	132	77	47	98	89	57	61	66	55	32	40	124	127	58	76	36	26	1	0	47	45	79	83	80	58
20～24 歳	189	150	68	54	114	83	48	40	70	68	27	31	153	132	67	57	32	30	3	0	42	47	102	76	52	48
25～29 歳	190	198	62	67	81	64	44	34	64	62	31	19	150	130	52	38	23	23	0	0	32	35	75	77	51	55
30～34 歳	223	182	60	50	81	86	43	42	83	66	14	24	139	106	71	61	17	20	0	0	37	28	102	79	57	55
35～39 歳	218	212	64	49	116	125	56	52	85	78	36	21	120	98	56	53	42	30	0	0	36	42	107	104	61	57
40～44 歳	260	207	73	65	131	118	76	59	96	87	34	31	112	123	78	60	40	27	0	0	62	47	135	126	73	57
45～49 歳	309	291	96	93	163	164	85	96	96	99	41	40	175	185	91	111	38	46	0	0	57	52	144	150	74	92
50～54 歳	257	278	93	86	145	143	59	66	88	100	36	43	195	219	91	88	57	53	0	0	58	53	124	124	63	69
55～59 歳	288	260	87	95	158	153	65	64	100	95	48	50	260	257	76	74	47	50	0	0	51	61	137	129	67	69
60～64 歳	243	272	87	72	153	158	65	71	126	162	46	33	282	275	88	81	66	65	0	0	67	78	130	134	54	57
65～69 歳	321	322	63	78	170	187	79	95	190	170	53	67	199	170	116	112	70	62	0	0	88	90	139	170	55	70
70～74 歳	330	389	85	87	198	216	115	131	153	133	68	65	165	188	119	131	73	70	0	0	88	91	171	180	73	77
75～79 歳	246	360	68	115	184	200	78	74	91	122	46	46	128	184	96	104	52	64	0	0	77	85	114	129	56	67
80～84 歳	196	320	63	85	116	157	41	62	63	87	40	52	85	106	62	77	33	66	0	0	39	67	102	145	31	55
85～89 歳	139	267	37	68	71	151	24	65	38	55	23	47	60	102	33	64	28	64	0	0	42	69	68	125	30	54
90～94 歳	78	168	17	32	32	60	16	52	13	37	15	29	27	64	12	46	11	35	0	0	15	37	25	72	12	35
95～99 歳	11	58	2	10	4	23	2	18	4	16	3	13	10	19	2	11	3	10	0	0	5	17	3	40	0	8
100歳～	1	10	0	1	1	9	1	5	0	2	0	2	1	3	0	4	1	5	0	0	0	6	0	5	0	0
合計	4,115	4,515	1,214	1,305	2,261	2,413	1,064	1,210	1,586	1,660	651	688	2,626	2,718	1,283	1,360	732	805	4	0	944	1,039	1,991	2,185	1,054	1,129
	8,630		2,519		4,674		2,274		3,246		1,339		5,344		2,643		1,537		4		1,983		4,176		2,183	
15歳未満	906		263		472		233		326		93		471		227		122		0		190		471		311	
年少人口率	10.5%		10.4%		10.1%		10.2%		10.0%		6.9%		8.8%		8.6%		7.9%		0.0%		9.6%		11.3%		14.2%	
15歳～64歳	4,508		1,445		2,423		1,183		1,746		677		3,362		1,427		768		4		977		2,217		1,249	
生産年齢人口率	52.2%		57.4%		51.8%		52.0%		53.8%		50.6%		62.9%		54.0%		50.0%		100.0%		49.3%		53.1%		57.2%	
65歳以上	3,216		811		1,779		858		1174		569		1511		989		647		0		816		1,488		623	
高齢化率	37.3%		32.2%		38.1%		37.7%		36.2%		42.5%		28.3%		37.4%		42.1%		0.0%		41.1%		35.6%		28.5%	

令和2年4月1日現在

地　区	新横島		美の浜		神内		神外		高島		飛島		白石島		北木島		真鍋島		六島		干拓地		合計		
世帯数	259		957		884		312		47		60		280		485		113		34		102		22,173		
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	計
0～4 歳	6	11	56	48	26	20	5	7	0	0	0	0	1	4	2	1	0	0	0	0	6	3	647	622	1,269
5～9 歳	8	18	58	45	46	30	8	7	0	0	0	0	1	1	3	3	0	0	1	0	13	7	860	833	1,693
10～14 歳	14	10	65	59	40	41	6	9	1	2	0	0	2	1	0	2	3	3	2	3	9	7	946	901	1,847
15～19 歳	8	11	72	64	45	49	7	4	1	0	0	0	4	8	2	4	2	3	0	0	8	7	1,053	989	2,042
20～24 歳	11	10	70	112	40	45	5	7	0	0	1	0	5	5	3	0	1	0	0	0	9	7	1,112	1,002	2,114
25～29 歳	15	6	66	62	26	55	6	2	1	0	0	1	4	0	3	5	3	0	0	0	9	12	988	945	1,933
30～34 歳	8	3	84	71	28	33	10	8	1	0	0	0	8	4	2	3	1	0	0	0	8	10	1,077	931	2,008
35～39 歳	19	10	61	64	40	44	15	17	2	0	1	0	4	2	8	5	0	0	1	0	11	13	1,159	1,076	2,235
40～44 歳	16	19	63	67	48	52	9	8	1	2	1	2	2	2	6	1	1	1	1	1	10	10	1,328	1,172	2,500
45～49 歳	35	21	91	99	66	69	18	9	2	2	1	0	3	8	9	10	1	0	1	2	9	8	1,605	1,647	3,252
50～54 歳	14	26	76	78	45	44	8	13	2	0	2	1	10	10	17	15	5	6	3	1	5	2	1,453	1,518	2,971
55～59 歳	16	15	64	60	41	58	11	11	0	1	1	2	9	7	24	20	5	3	1	1	4	2	1,560	1,537	3,097
60～64 歳	9	15	65	81	71	69	21	24	3	6	5	1	22	22	24	22	9	4	2	2	2	2	1,640	1,706	3,346
65～69 歳	21	26	74	58	75	74	35	27	4	1	3	1	24	18	45	35	13	7	8	1	3	4	1,848	1,845	3,693
70～74 歳	29	54	47	70	75	92	26	25	8	3	6	8	23	35	52	53	10	8	5	4	2	2	1,921	2,112	4,033
75～79 歳	38	37	27	42	62	66	17	23	1	5	4	8	23	21	43	68	3	9	3	3	3	1	1,460	1,833	3,293
80～84 歳	14	10	23	18	47	51	29	33	3	5	6	9	14	25	45	62	9	23	3	3	2	2	1,066	1,520	2,586
85～89 歳	8	11	10	23	29	65	22	30	5	7	3	10	24	35	17	59	15	9	0	0	1	0	727	1,380	2,107
90～94 歳	2	4	2	17	9	43	13	22	1	4	3	5	10	23	9	28	2	15	1	3	0	3	325	834	1,159
95～99 歳	1	0	1	2	3	22	0	5	0	0	0	1	1	9	3	12	2	4	0	1	0	0	60	299	359
100歳～	0	0	0	0	1	8	0	3	0	1	0	2	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	7	69	76
合計	292	317	1,075	1,140	863	1,030	271	294	36	39	37	51	195	241	317	410	85	95	32	25	114	102	22,842	24,771	
	609		2,215		1,893		565		75		88		436		727		180		57		216		47,613		
15歳未満	67		331		203		42		3		0		10		11		6		6		45		4,809		
年少人口率	11.0%		14.9%		10.7%		7.4%		4.0%		0.0%		2.3%		1.5%		3.3%		10.5%		20.8%		10.1%		
15歳～64歳	287		1,470		968		213		24		19		139		183		45		16		148		25,498		
生産年齢人口率	47.1%		66.4%		51.1%		37.7%		32.0%		21.6%		31.9%		25.2%		25.0%		28.1%		68.5%		53.6%		
65歳以上	255		414		722		310		48		69		287		533		129		35		23		17,306		
高齢化率	41.9%		18.7%		38.1%		54.9%		64.0%		78.4%		65.8%		73.3%		71.7%		61.4%		10.6%		36.3%		

年 齢 別 人 口 推 移

令和2年4月1日現在

	男						女						合計					
	H29.10.1	H30.4.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.10.1	R2.4.1	H29.10.1	H30.4.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.10.1	R2.4.1	H29.10.1	H30.4.1	H30.10.1	H31.4.1	R1.10.1	R2.4.1
0～4 歳	750	744	716	691	659	647	752	715	714	685	613	622	1,502	1,459	1,430	1,376	1,272	1,269
5～9 歳	891	893	894	891	896	860	900	897	874	882	873	833	1,791	1,790	1,768	1,773	1,769	1,693
10～14 歳	986	973	981	966	941	946	915	909	908	894	877	901	1,901	1,882	1,889	1,860	1,818	1,847
15～19 歳	1,170	1,140	1,106	1,064	1,062	1,053	1,120	1,090	1,066	1,039	1,018	989	2,290	2,230	2,172	2,103	2,080	2,042
20～24 歳	1,171	1,150	1,145	1,123	1,139	1,112	1,083	1,050	1,053	1,037	1,029	1,002	2,254	2,200	2,198	2,160	2,168	2,114
25～29 歳	1,075	1,043	1,017	1,011	988	988	1,040	1,036	972	947	948	945	2,115	2,079	1,989	1,958	1,936	1,933
30～34 歳	1,167	1,148	1,118	1,085	1,078	1,077	1,042	1,032	1,020	972	948	931	2,209	2,180	2,138	2,057	2,026	2,008
35～39 歳	1,205	1,224	1,245	1,244	1,225	1,159	1,123	1,104	1,115	1,110	1,095	1,076	2,328	2,328	2,360	2,354	2,320	2,235
40～44 歳	1,539	1,490	1,439	1,382	1,337	1,328	1,465	1,403	1,343	1,314	1,238	1,172	3,004	2,893	2,782	2,696	2,575	2,500
45～49 歳	1,564	1,564	1,577	1,611	1,613	1,605	1,611	1,627	1,628	1,639	1,644	1,647	3,175	3,191	3,205	3,250	3,257	3,252
50～54 歳	1,520	1,522	1,503	1,488	1,487	1,453	1,557	1,547	1,548	1,526	1,513	1,518	3,077	3,069	3,051	3,014	3,000	2,971
55～59 歳	1,573	1,549	1,554	1,530	1,544	1,560	1,604	1,607	1,588	1,571	1,558	1,537	3,177	3,156	3,142	3,101	3,102	3,097
60～64 歳	1,763	1,760	1,722	1,719	1,660	1,640	1,734	1,690	1,676	1,694	1,709	1,706	3,497	3,450	3,398	3,413	3,369	3,346
65～69 歳	2,172	2,093	2,071	1,958	1,923	1,848	2,197	2,119	2,078	1,973	1,904	1,845	4,369	4,212	4,149	3,931	3,827	3,693
70～74 歳	1,599	1,677	1,705	1,798	1,843	1,921	1,882	1,949	1,974	2,035	2,054	2,112	3,481	3,626	3,679	3,833	3,897	4,033
75～79 歳	1,383	1,354	1,395	1,440	1,469	1,460	1,768	1,768	1,782	1,793	1,831	1,833	3,151	3,122	3,177	3,233	3,300	3,293
80～84 歳	1,154	1,172	1,125	1,093	1,080	1,066	1,677	1,621	1,618	1,583	1,575	1,520	2,831	2,793	2,743	2,676	2,655	2,586
85～89 歳	731	717	728	741	734	727	1,389	1,414	1,405	1,383	1,359	1,380	2,120	2,131	2,133	2,124	2,093	2,107
90～94 歳	262	283	290	300	299	325	797	815	815	820	854	834	1,059	1,098	1,105	1,120	1,153	1,159
95～99 歳	43	52	54	59	57	60	276	291	282	288	280	299	319	343	336	347	337	359
100歳以上	10	7	9	9	8	7	48	54	57	62	56	69	58	61	66	71	64	76
合計	23,728	23,555	23,394	23,203	23,042	22,842	25,980	25,738	25,516	25,247	24,976	24,771	49,708	49,293	48,910	48,450	48,018	47,613

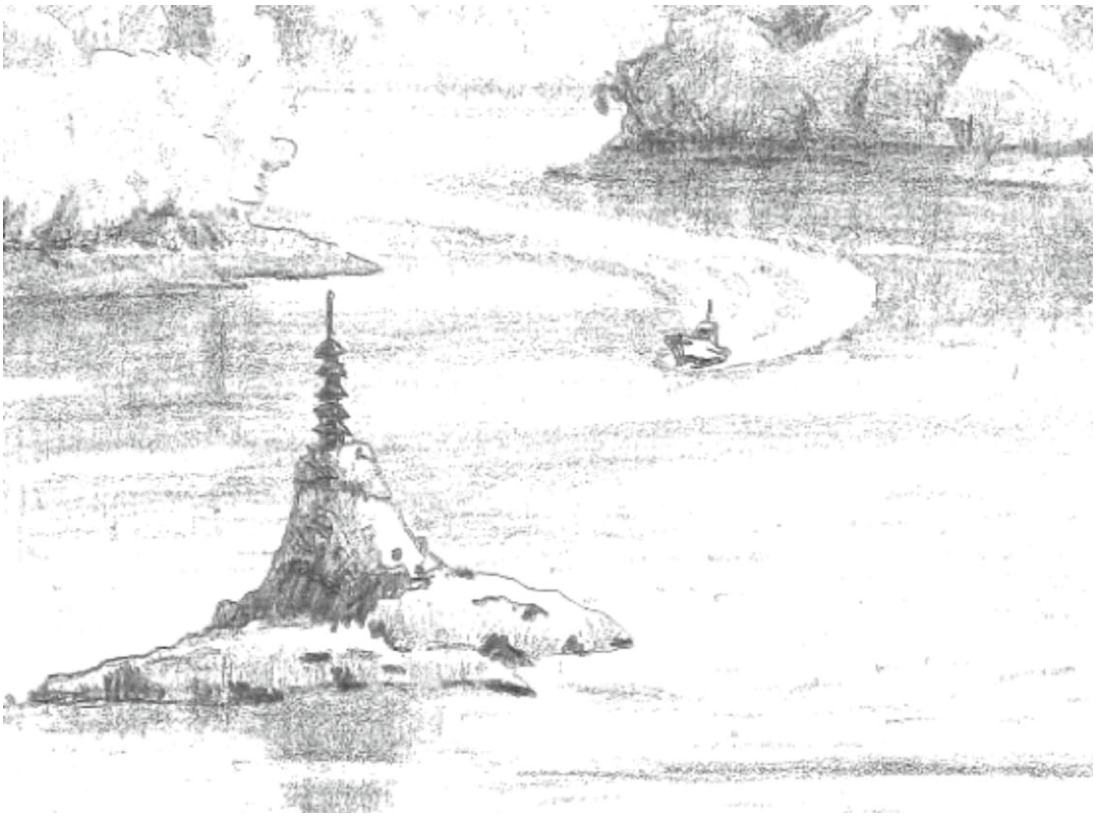

平穏な日々を願って

令和2年8月28日　笠岡市・笠岡市社会福祉協議会　発行